

東京都廃棄物審議会

災害廃棄物部会（第3回）

日時：平成29年2月15日(水)

10:00～12:00

場所：都庁第一本庁舎25階 115会議室

議 事 次 第

1 開会

2 議事

- (1) 第4回体制WG、第3回処理WGでの質問・意見とその対応について（資料1-1、1-2）
- (2) 熊本視察について（資料2）
- (3) 事業者へのアンケート、ヒアリング結果について（資料3）
- (4) 東京都災害廃棄物処理計画に記載すべき事項について（資料4-1、4-2）
- (5) 今後のスケジュールについて（資料5）
- (6) その他

3 閉会

<配布資料>

- 資料1-1 第4回体制WGでの質問・意見と対応表
- 資料1-2 第3回処理WGでの質問・意見と対応表
- 資料2 熊本視察について
- 資料3 事業者へのアンケート、ヒアリング結果について
- 資料4-1 東京都災害廃棄物処理計画に記載すべき事項
- 資料4-2 災害廃棄物対策マニュアル（仮称）に記載すべき内容について
- 資料5 今後のスケジュールについて（案）

<参考資料>

- 参考資料1 災害廃棄物部会（第2回）議事録
- 参考資料2 各WG議事要旨（案）（第4回体制WG、第3回処理WG）
- 参考資料3 第4回体制WG資料（議事次第、資料1-1～1-2、2-1～2-3）
- 参考資料4 第3回処理WG資料（議事次第、資料1-1、2-1～2-5、3、4）
- 参考資料5 部会、各WG委員名簿
- 参考資料6 東京都廃棄物審議会運営要綱
- 参考資料7 各WG設置要綱

<机上資料>

- 机上資料1 東京都地域防災計画 震災編（平成26年修正 東京都防災会議） ※該当箇所のみ
- 机上資料2 東京都震災がれき処理マニュアル（平成24年度改訂版 東京都環境局）
- 机上資料3 災害廃棄物対策指針（平成26年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）

- 机上資料 4 巨大災害発生時の廃棄物処理に係る対策スキームについて（平成27年2月巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会）
- 机上資料 5 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平27年11月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）
- 机上資料 6 東京都資源循環・廃棄物処理計画～Sustainable Design Tokyo～（平成28年3月 東京都環境局資源循環推進部）※概要版及び該当箇所のみ
- 机上資料 7 東京都と各団体及び地方公共団体との協定
- 机上資料 8 災害廃棄物部会（第1回）資料
- 机上資料 9 第1回合同WG資料（議事次第、資料3-1～3-3、4）
- 机上資料 10 第2回体制WG資料（議事次第、資料1、3-1～3-2、4）
- 机上資料 11 第3回体制WG資料（議事次第、資料1、3-1～3-6）
- 机上資料 12 第2回処理WG資料（議事次第、資料1、3-1～3-4、4）
- 机上資料 13 災害廃棄物部会（第2回）資料

区分	質問、意見	対応
東京都の役割 (第4回体制WG 資料2-1)	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時は、区市町村施設も被災することが想定され、1年程度は区市町村施設で処理できない可能性もある。最初の1年程度は都外での処理を行いながら、2～3年目から本格的に区市町村施設で処理を進めるのが現実的ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同組織間の応援も含め、まずは都内の区市町村施設で可能な限り処理を進めることが重要と考える。
体制構築 (第4回体制WG 資料2-1,2-2)	<ul style="list-style-type: none"> ● 受援体制の構築についても都の役割として追記した方が良い。 ● 共同組織は実行部隊という位置付けになると思われる。共同組織が立ち上がった場合も、あくまで区市町村が決定権を持つ、という記載を入れた方が良いのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 受援体制の構築について追記する。 ● 共同組織の位置付けは、議論の最中であるため、今後、特別区、多摩地域と情報共有していきたい。
情報集約 (第4回体制WG 資料2-3)	<ul style="list-style-type: none"> ● 発災時には共同組織等から多くの情報が出てくるため、いかに情報を集約していくかが重要となる。どのように都が情報を入手し、それを集約していくか考えておいた方が良い。 ● 都が被災自治体へ支援を行う場合も、まずは支援先にリエゾンを派遣し、情報収集を行ってから、支援方法等を決定しても良いと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報集約の考え方や方法については、マニュアル(仮称)等で明らかにする。
事業者の協力 (第4回体制WG 資料3)	<ul style="list-style-type: none"> ● アンケート調査に出てくる「協力」が有償かどうか、明確にしていた方が良い。 ● 協定では、協力費用は必要に応じて協議するといった表現も多いと思うが、トラブルのもととなる可能性もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 有償協力のことなので、今後の資料の中で明確にする。 ● 事前の整理等が可能かも含め検討する。
今後の課題 (第4回体制WG 資料4)	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後の課題となる事項は、検討期間や優先順位で色分けをするなど、書き方を工夫していただきたい。 ● 共同組織の取組は、特別区では議論が始まっている。多摩地域でも急ぎ取り組むべき事項と考える。 ● 来年度以降、地域防災計画の改定を予定しており、火山灰に対する検討が必要になってくると思われるため、火山灰の降灰対策を追加いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 記載方法を工夫する。 ● 多摩地域での取組が加速するよう支援していく。 ● 火山噴火によって生じる課題を明確にししながら、必要な対策について検討を進めたい。

第4回体制WGでの質問・意見と対応表(2/2)

区分	質問、意見	対応
<p>今後の課題 (第4回体制WG 資料4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地下構造物で廃棄物が発生するケースとしては、水害によって地下に廃棄物が流入することが想定される。地下に小型の重機を入れて、廃棄物を撤去しなくてはならない。ハザードマップ等を参考に問題となるエリア等について整理しておいた方が良い。 ● 島しょ部では、発災時の処理体制を構築するため、年2回開催している作業部会で、処理計画や体制づくりを検討していくことが現実的であると思う。また資料では、島しょ町村の処理体制を都が主体的に構築していくような印象を受ける。主体は町村であるはずで、表現を工夫していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ハザードマップ等を参考に具体的な課題を明確にし、必要な対策について検討を進めていきたい。 ● 島しょ部での取組が加速するよう支援していく。また記載方法を工夫する。

区分	質問、意見	対応
<p>発生量・要処理量、処理可能量</p> <p>(第3回処理WG資料2-1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃家電や廃自動車の発生量を推計しているが、正確な値を求めすぎない方が良い。例えば、家電については原形をとどめている場合、家電リサイクルのルートで処理されるが、そうでない場合は金属くず等で処理される。状態により処理方法が変わるため、正確な発生量を算出することは難しい。今回の推計結果は参考値とし、これをベースに仮置場や処理ルートの確保等、事前にできることを進めていく旨を処理計画に記載してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● マニュアルへの反映を検討する。
<p>仮置場の必要面積の算定等</p> <p>(第3回処理WG資料2-2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃家電を仮置きするために必要な面積の算定が必要になると思う。実行計画で示せるようにしてほしい。 ● 搬入量が搬出量を上回る場合は、仮置場に処理施設を設置し処理能力を上げる等の対策や、仮置場を増設する等の考え方が必要になる。 ● 仮置場への搬入量の決定要因として、様々なパラメータが存在する。解体棟数、交通状況、破碎機の処理能力等の収集すべきパラメータを整理しておき、発災後はそれらを参考に搬入量、搬出量を試算していくのが良いと思う。 ● 品目別に必要面積を試算していないが、品目ごとに算定するといった考え方もある。 ● 一次仮置場、二次仮置場の区分も含めて仮置場面積の試算ができるが良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃家電を仮置きするために必要な面積の算定方法についてマニュアルで記載できるように今後、検討する。 ● 搬入量と搬出量のバランスを取るために必要な対策について整理する。 ● 必要なパラメータについて整理する。 ● 今回の試算では仮置場の全体量を把握するため、品目別に分類していない。品目別の試算方法も今後、検討していきたい。 ● 二次仮置場の必要面積は処理施設の被災状況にも依存する。適切な試算方法を今後、検討する。
<p>家屋解体</p> <p>(第3回処理WG資料2-2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 家屋解体の際の権利関係の調整をどのようにしていくか、他部局とも調整していくことになると思うので、処理計画の中で触れておいたほうが良い。 ● 家屋解体の業務を行うために必要な行政職員についても整理していただければと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利関係の調整方法も含め今後の検討課題とする。 ● 家屋解体は、区市町村の所管業務となる。区市町村が円滑に業務を行えるよう支援していく。

第3回処理WGでの質問・意見と対応表(2/2)

区分	質問、意見	対応
処理フロー 処理の進め方 (第3回処理WG 資料2-3)	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災によって発生する燃え殻の処理についても事前に確認しておくことが必要と思う。 ● 金属くず等は、一次仮置場から直接搬出できるものもある。そのようなルートも処理フローに記載しておいたほうが良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 留意事項として処理計画に反映する。 ● 処理フローに反映する。
生活ごみ 避難所ごみ し尿 (第3回処理WG 資料2-4)	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活ごみ、避難所ごみ、片づけごみは、区市町村が処理することとなるが、区市町村での処理が難しい場合に、都はどのようなフォローを行うか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同組織での対応、都外自治体からの支援等により、区市町村が円滑に業務を行えるよう技術的支援や調整を行う。
災害廃棄物処理の基本的な事項 (第3回処理WG 資料2-5)	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮置場等の仮設処理施設の整備について、主体を明確にしていきたい。 ● 処理施設の強靱化対策の主体は都ではないが、助言や技術支援等、都として行えることは書いておいたほうが良いと思う。 ● 職員・作業員の安全確保の観点について、区市町村の処理計画に記載してもらえるよう都の処理計画に記載しておいたほうが良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮置場の管理・運営は区市町村の所管業務であることを明確化する。 ● 処理施設の強靱化支援について検討する。 ● 処理計画に反映する。
今後対応が必要となる事項 (第3回処理WG 資料4)	<ul style="list-style-type: none"> ● 個々の要素技術の情報収集も重要である。D.Waste-Netや関連団体等からの情報収集も継続的に行っていくことを記載しておいたほうが良い。 ● PCBは個々の事業者が保管しているため、平常時から一箇所にまとめて保管する等の対応を検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 処理計画に反映する。 ● 所在の情報収集等も含め、今後の課題とする。

視察の概要

○ 視察の目的

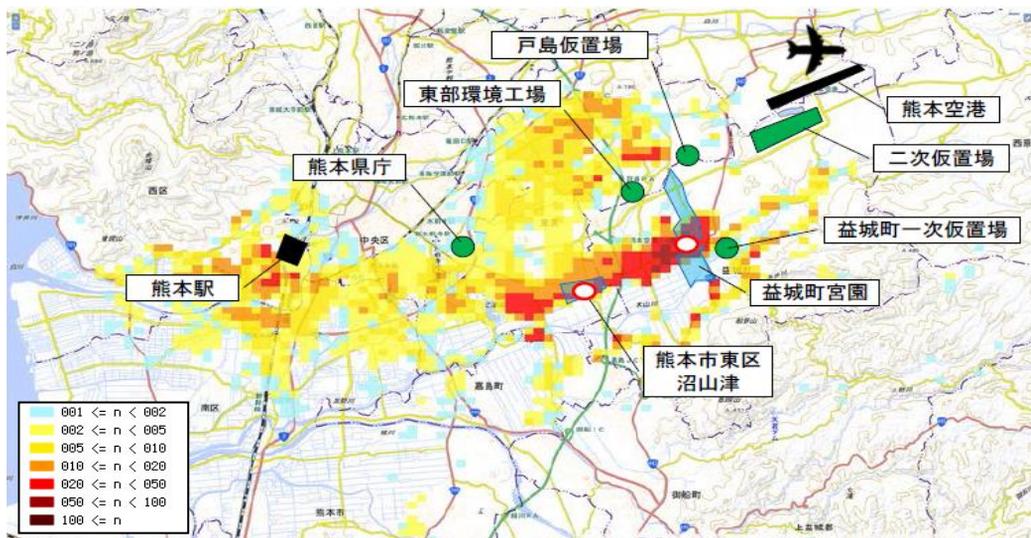
平成28年4月に熊本県で立て続けに震度7の地震が発生し、195万トンもの災害廃棄物が生じた。平成27年度末に災害廃棄物処理計画を策定していた熊本県が、今回の地震でどのような対応がとれたか、熊本県担当者へのヒアリングや災害廃棄物処理現場の視察を行い、課題等を抽出する。

○ 視察参加者

東京都廃棄物審議会臨時委員 遠藤和人委員(処理WG座長)
高田光康委員(体制WG座長)
東京都環境局資源循環推進部計画課職員 2名

○ 視察等の内容

- (1) 仮置場等視察
益城町一次仮置場、熊本県二次仮置場、熊本市戸島二次仮置場 等
- (2) 熊本県へのヒアリング



出典：国立研究開発法人 防災科学技術研究所 2016年4月14日21:26頃に発生した熊本県熊本地方の地震による推定全壊棟数分布（暫定版SIP地震被害推定システムによる）に加筆

視察先等の位置

○ 熊本地震における災害廃棄物処理について

- ・災害廃棄物発生量推計：約195万トン
- ・処理期間：発災後、2年以内の処理終了を目標とする。
- ・発災前に県と協定を締結していた事業者団体：
 - 一般社団法人熊本県産業資源循環協会(旧 熊本県産業廃棄物協会)
 - 熊本県環境事業団体連合会

※発生量推計と処理期間は熊本県災害廃棄物処理実行計画(平成28年6月策定)より引用

被災現場視察(概要)

○益城町一次仮置場

- ・町有地の小学校跡地を仮置場に転用した。
- ・当初は、町民からの持込ごみも受け入れていたが、公費解体が進むにつれ、仮置場のレイアウトを段階的に変更した。現在は、公費解体から出る廃棄物19品目を受け入れている。
- ・発災直後は殆ど分別がされずに排出されていた状態であったが、看板の設置や職員が繰り返し説明を徹底することで、徐々に分別されるようになった。



仮置状況(コンクリートがら)



仮置状況(木くず)



仮置状況(スレート等)

○熊本県二次仮置場

- ・熊本県が事務委託を受けた7市町村の災害廃棄物の一部の品目の処理を行っている。
- ・益城町に位置する工業団地内の民間工場立地用として売却予定であった県有地を活用。
- ・受入項目は、コンクリートがら、木くず、廃瓦、混合廃棄物の4品目。
- ・プロポーザルを実施し、県内事業者及び東日本大震災にて廃棄物処理を経験した事業者の全12社で構成する「熊本県災害廃棄物処理事業連合体」が処理業務(受入、破碎・選別、処分先への運搬等)を実施している。



概観



トラックスケール



破碎設備

○熊本市戸島二次仮置場

- ・一般廃棄物の最終処分場跡地を活用。
- ・受入項目は、コンクリートがら、木くず、廃畳、廃瓦、家電、金属くず等。
- ・昨年末までは随意契約で熊本県産業資源循環協会が管理・運営し、1月以降はプロポーザルにより鴻池組・地元事業者を中心とする連合体が管理・運営している。



仮置状況(木くず)



仮置状況(廃畳)



仮置状況(廃瓦)

熊本県へのヒアリング

熊本県担当者へヒアリングした主な内容を下記に記載する。

(1) 他自治体との連携について

- 発災直後も、県と市町村間で電話が不通となる通信障害は少なかったが、電話がつながらない自治体へは県職員を派遣した。
- 各市町村が設置する仮置場で受入れた廃棄物の種類や量、またそれらをどこで処理したか、発災直後から定期的に情報収集を行った。その結果、受入に余裕のある業者、処理が遅滞している市町村が明確になり、県が調整を行う際に役立った。
- 発災前から県内の処理施設の処理余力等を把握するとともに、発災後は早期に各市町村の被害状況を把握した。これらの状況や各市町村の仮置場の面積等を基に、事務委託を受けられる内容や市町村を想定・検討した。
- 市町村支援については、発災直後は仮置場の管理が非常に多かったが、時間の経過とともに公費解体、補助金等の事務・手続的な内容に変化していった。
- 支援側が、ある期間内に成し遂げるべき明確な目標を持って支援してくれたことが特に有効であった。支援される側はあらかじめ支援してほしい内容を整理しておくことが必要と感じた。

(2) 災害廃棄物処理について

- 家屋解体では、家財道具が搬出されていない状況で、思い出の品、貴重品の確認等にも時間を要するため、平常時の解体よりも時間がかかっている。
- 仮置場面積と搬入出量を基に、家屋解体を実施する班数を市町村と連携して調整している。現場担当者が仮置場での処理進捗状況を確認しつつ徐々に解体班数を増加させている。
- 熊本県が設置した二次仮置場での処理する4品目は、発生量が多いものに限定した。中間処理したものは、現在はほとんどストックすることなく、県内外へ搬出されている状況である。

(3) 災害廃棄物処理計画、処理実行計画について

- あらかじめ処理計画を策定しておくことで、何をすべきかというポイントを押さえることができた。
- 種類ごとの廃棄物量、処理施設の処理能力等の現状を踏まえたうえで、リサイクル率の目標を設定した。
- 処理期間は解体想定棟数から、解体が完了する期間を考慮して設定した。

東京都災害廃棄物処理計画に反映すべき事項(案)

- 災害廃棄物処理の工程管理に当たっては、各一定の期間(ex.1週間単位)内に取り組む目標を明確化するとともに、適宜その評価を行い、継続的な見直しを図っていく。
- 市町村等から定期的に被害状況を収集し、可能な限り災害廃棄物量の正確な把握を行い、実行計画等へ随時反映していく。
- 発災直後は分別排出がされず、混合状態となる可能性が高い。発災直後から、人員を確保し、仮置場における分別の徹底を図る。
- 被災時に他自治体から支援が来ることを想定し、被災時に必要となる人材、支援内容を平常時から想定しておく。
- 都内ですべての廃棄物を処理することが困難であることも想定し、平常時から広域処理に係る連携を推進する。等

アンケート調査の目的

処理計画を策定するにあたり、過去の災害廃棄物の受入事例等から「民間事業者及び都は事前に何をしておくべきか、解決しておくべき事項は何か?」を抽出するため、下記の事項を中心にアンケート調査を実施。

(1) 発災時における事業者の処理・連携体制について

事前に事業者の処理体制や災害廃棄物の受入の可否等の情報を把握しておくことで、発災時に迅速に動くことができるようにする。

※アンケート調査は20社であり網羅的な調査ではないが、災害時にすぐに動くことができるよう、主だった事業者について調査を行っておくという位置付け。

(2) 事業所における災害に備えた取組について

事業者の事前の備えとして、BCPの策定状況等、事業継続に関わる取組状況を把握する。

(3) 東京都災害廃棄物処理計画への要望等について

過去の災害廃棄物処理の経験から、都処理計画に反映すべき事項を把握する。

調査対象

- アンケート調査(上記目的について調査を実施)

都内外の廃棄物処理事業者: 10社

都内外の廃棄物関連業界以外の事業者(セメント、鉄鋼、製紙、建設、解体等): 10社

	廃棄物処理	セメント	バイオマス関連	製紙	製鉄	建設・解体
都内業者	6社	—	—	1社	—	2社
都外業者	4社	3社	3社	—	1社	—

- アンケート調査後、アンケート対象業者の中から現場調査(ヒアリング調査)(特に「処理計画に反映すべき事項」を深掘する。)

都内外の廃棄物処理事業者: 2社

都内外の廃棄物関連業界以外の事業者: 3社

調査対象の選定の考え方

- ① 過去の災害時における災害廃棄物の受入実績
- ② 平常時に処理している廃棄物の種類、処理方法による区分
- ③ 廃棄物処理施設の立地(都内・都外)

アンケート調査結果(概要)

平成28年11月中旬～下旬にアンケート調査票を送付し、全社から回答を受領した。
アンケート調査結果の概要を以下に示す。

(1) 発災時における事業者の処理・連携体制について

① 災害廃棄物の受入について

- 廃棄物処理業、セメント業については、いずれの企業(13社)も協力可能との回答があった。廃棄物処理業については、企業規模によって差があるが、大手の廃棄物処理事業者は幅広い項目で協力可能との回答が得られた。
- バイオマス関連業については、3社中1社から協力可能との回答があった。
- 製紙業、製鉄業は、いずれの企業(2社)も協力不可能との回答があった。
- 受入可能と回答があった企業については、ほとんどが独自に受入条件を設定しており、運搬方法については、企業によって様々(車両、鉄道、船舶等)である。
- 災害廃棄物の受入実績がある企業からは手続き上の課題として、行政と企業との連絡調整体制の確保、行政手続きの円滑化(許認可関連等)、職員に対する教育訓練の必要性、地元対応・地元同意等が挙げられた。

② 被災家屋の分別解体・運搬への協力(有償)について

- 調査対象とした建設・解体業の2社中1社から協力可能との回答があった。
- ただし、具体的な人数・資機材の数量、継続的な協力については、現時点では不明とのこと。

③ 粗大ごみの収集・運搬への協力(有償)について

- 調査対象とした廃棄物処理業の10社中4社から協力可能との回答があった。
- 支援可能な車両はダンプ、ユニック車、アームロール車等、種類も規模も様々である。

④ 仮置場の管理・運営への協力(有償)について

- 調査対象とした廃棄物処理業、建設・解体業の12社中5社から協力可能との回答があった。
- ただし、具体的な人数・資機材の数量、継続的な協力については、現時点では不明とのこと。

アンケート調査結果(概要)

(2) 事業所における災害に備えた取組について

- 調査対象とした企業のうち、11社がBCPを策定している状況(1社は策定予定)であった。
- BCPを策定している企業のうち、災害廃棄物処理の記載がある企業は1社のみ。
- 外部からの電気や燃料、水、薬品等の供給が途絶えた場合の対策として、自家給油所の設置、用水等の常時ストック(1~2か月程度)を行っている企業があるほか、物資一時集積拠点を都外に立ち上げ、インフラの復旧状況に応じて供給を行う計画を策定している企業もある。

(3) 東京都災害廃棄物処理計画への要望等について

- 平常時の段階では、連絡体制に関する情報(担当組織、担当者、連絡網等)の共有、災害廃棄物に関する基礎情報(発生量と種類、仮置場の場所)の共有、必要手続きや必要書類の共有等に関して要望があった。
- 発災後の処理着手前の段階では、災害廃棄物に関する情報(発生量と質、形状・寸法・成分等)の共有、復興資材等の主な活用先や品質基準の提供等に関して要望があった。
- 平常時から東京都が実施しておくべき事項として、合同防災訓練の実施(実施後の課題整理、対応策の検討も含め)、都外処理先所在地の自治体との協力関係の構築、インフラ関係の補強・更新等が挙げられた。

東京都災害廃棄物処理計画に反映すべき事項(例)

- 都外自治体との連携体制の構築
- 民間事業者との平時からの協力関係(Face to Faceの顔の見える関係)の構築
- 合同訓練、演習の実施(必要に応じ、民間事業者や都外自治体も巻き込むことも必要)による課題整理及び対応策の検討
- 事業者のBCP策定に向けた取組の推進 等

ヒアリング調査結果(概要)

平成29年1月下旬～2月上旬にヒアリング調査を実施した。ヒアリング先はアンケート調査を実施した事業者の中から、5社(廃棄物処理3社(都内2、都外1)、解体1社、セメント1社)を対象とした。ヒアリング調査結果の概要を以下に示す。

(1)過去の災害における受入実績について

①受入にあたっての課題について

- 搬入される廃棄物の性状の差が大きかった。発災後、長期間経過したものは腐敗しており、処理に苦慮した。
- 水害により発生した廃棄物は様々な種類のものが付着していた。処理に手間がかかるため、処理費用が高くなる。また、リサイクル率も低下する。
- 水害により発生した廃棄物のうち土嚢袋(廃棄物と土砂の混合物が入った袋)は、仮置場で選別されずそのまま搬入されたため、受入先で可燃系と不燃系に選別する必要があった。
- 被災地側と受入側で行政手続きの手順が合致しないため、その調整に苦慮した。
- 被災地側、受入側の両自治体で特に一般廃棄物処理施設や一般廃棄物処理業に関する「設置許可」と「業許可」の違いについて自治体職員の理解が不足していたように感じた。
- 大型車両で運搬する場合は特殊車両通行許可が必要であるが、許可をもらうまで時間がかかる場合がある。熊本地震では九州管内を移動する車両については許可を不要とする特例措置が適用されたが、九州から別の地域に移動する場合にはその特例措置は適用外であった。

②受入時の工夫について

- 受入後の処理を円滑に行うため、受入前の選別の際、選別を専門とする自社の技術者を派遣し、選別方法の指導を実施。
- 搬入した処理施設において、展開検査や異物除去、含水率調整を行い、是正すべき事項があれば、現地仮置場(被災地)へ情報提供を実施。

(2)災害廃棄物の受入可能性について

- 平常業務を続けることが出来るかどうかで受入可能量は上下するものの、許可上の能力が上限となる。また、発災後の状況によっても受入可能量は変化する。
- 混合廃棄物を受け入れる場合、危険物の除去を含む前処理が必要なため、処理費用の高騰や処理期間が長期化することにつながる。
- 施設が所在する地元自治体と東京都から同時に協力要請があった場合は、地元自治体への協力が優先となる。
- 協定を締結している自治体が優先となる。

ヒアリング調査結果(概要)

(3) 人材や資機材の協力(有償)について

- 平常業務に支障が出ない範囲で、協力することは可能。
- 個々の企業で個別に調整するのではなく、業界団体(建設業協会、産業廃棄物協会等)を経由して調整したほうが良いと考えられる。

(4) 被災建築物の解体について

- 災害時、ゼネコンからの依頼も想定されるため、被災建築物の解体のための全解体業者が協力することは難しい。
- 解体後の品目の運び先などの調整については、行政機関に対応いただき、解体を依頼する前に運び先を指定してもらえれば、解体後の作業も円滑に進む。
- 建築物1棟を解体するのに必要な人員・機材、期間は以下の通り。
- 焼失家屋の解体の場合、燃え殻の搬出が課題である。都内では、燃え殻を受入れられる施設がほとんどない。(都外の民間事業者の中には燃え殻も受入可能との回答もあり。)

木造 (98m²) ➤ 1班4名(監督者、作業主任者(重機オペ兼任)、手元工2名、車両運転者)
(参考) 別の解体業者へのヒアリングでは、1班4名で10日(第3回処理WG資料より)

非木造 (623m²) ➤ とび職30名(延べ)、内装撤去工50名(延べ)、躯体の撤去工90名(延べ)、全部で約50日
(参考) 別の解体業者へのヒアリングでは、1班4名で50日(第3回処理WG資料より)

焼失 (273m²) ➤ 完全に炭ならば2名(重機オペレーター、車両運転者)
(参考) 別の解体業者へのヒアリングでは、1班4名で7日(完全に炭にはならないと仮定)
(第3回処理WG資料より)

(5) 民間事業者との協定やBCPの策定について

① 民間事業者との災害時の受入に係る協定について

- 民間事業者によっては、個社で行政と協定を締結している事例もあるが、ほとんどは業界団体と行政との協定である。

② BCPの策定や非常時の対策等について

- BCPの策定や非常時対策については、企業によって取組意欲にばらつきがある。
- BCPを策定している企業では、BCPに「災害廃棄物を受入れる」という記載をしている状況。ただし、詳細な条件(量、期間等)までは記載していない。
- 地震を想定した事故対応マニュアル(更新履歴付き)を整備している事業者もある。

ヒアリング調査結果(概要)

(6) 都・区市町村への要望や意見について

- 初動対応が非常に重要である。都内の民間事業者と都外の民間事業者とを連携させ、役割分担させるなど調整を行ってほしい。
- 道路が通行不可の場合は海上輸送も有効である(ただし、港湾の条件整理が必要となる)。危険物や畳等の火災発生の懸念のある廃棄物など、できるだけ早く処理したい廃棄物は車両輸送し、そのような懸念がなく大量輸送が必要な廃棄物は海上輸送するなど使い分けのが良い。
- 運搬方法は、車両や船舶のほか鉄道輸送も考慮した方がよい。

(7) 広報・訓練等について

- 災害廃棄物の発生量や処理の考え方等を事業者にレクチャーするなどの内容が良いと思う。
- 災害廃棄物処理には都民も関係するため、都民に対しても危険物の取扱、健康被害にあわないための知識に関する訓練が必要。
- 発災後、り災証明から解体までの流れを分かりやすく広報してはいかがか。
- 自治体の責務の一つとして、災害廃棄物の処理が想定される施設の確認(見学・視察等)は平常時からしておくべき。

東京都災害廃棄物処理計画に反映すべき事項(例)

- 水害により発生した廃棄物については水分を含むことや土砂等が付着し、処理に手間がかかる点に留意が必要である。
- 都内では、大型の非木造建築物(集合住宅等)について多くの被害が想定される。その解体には日数を要することから、公費解体の受付状況や仮置場の確保状況を踏まえ、計画的に解体作業を実施し、進行管理を行う必要がある。
- 区市町村は、発災直後から分別の徹底や便乗ごみの排出を防止するとともに、分別された廃棄物が再び混合状態にならないように適切に管理する必要がある。
- 災害廃棄物の輸送については、海上輸送や鉄道輸送も考慮の上、調整を行う。
- 応急対策期の広報内容に「り災証明の発行から解体までの流れ」を追記する。

位置付け:本計画は、「災害廃棄物対策指針」等を踏まえ、「東京都地域防災計画」と整合を図り、災害に伴い発生した廃棄物の処理に関する基本的な考え方、処理体制、処理方法などの基本的事項を定めるものである。

本計画で特徴的な記載事項

- 最終処分量を減らすため、再資源化を徹底
- 各主体（都、区市町村、都民、事業者）の役割分担と連携方法を記載
- 特別区・多摩地域毎に臨時的“共同組織”による共同処理
- 都及び区市町村が備えるべき統一的な組織体制を記載
→ 同一の組織・機能を持つことで、円滑な情報連絡体制を整備
- 広域的な応援を適切に受けるための体制（受援体制）の準備

第1章 総論

■ 目的

- ・首都直下地震をはじめとする非常災害に伴い発生した廃棄物の処理体制を確保し、適正に処理することにより、都民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止するとともに、早期の復旧、復興に資する。更には、災害を克服した後も、都市の持続性を確保する
- ・発災後に想定される事態を平常時にあらかじめ想定しておくことによって、発災初動期の混乱を最小限にとどめる
- ・今後の都内区市町村における災害廃棄物処理計画の策定や見直しの参考になるものとする

■ 対象とする災害、対象とする廃棄物

- ・自然災害（地震、風水害及び火山災害）を対象とし、これらの災害に伴って発生する廃棄物を対象とする

■ 被害想定に基づく災害廃棄物発生量

- ・首都直下地震の被害想定に基づき推定した災害廃棄物発生量は右表のとおり

■ 災害廃棄物処理の基本方針

- ・埋立処分に依存せず、円滑な処理を進めるために特に重視すべき7点を掲示

区分	建物被害(棟)			災害廃棄物推定発生量(万トン)	
	全壊	半壊	焼失	区部	多摩
東京湾北部地震 M7.3	116,224	329,484	201,249	4047	240
				都内計	4287
多摩直下地震 M7.3	75,668	329,554	65,770	2071	1050
				都内計	3121

- ①「計画的な対応・処理」、②「リサイクルの推進」、③「迅速な対応・処理」、④「環境に配慮した処理」、⑤「衛生的な処理」、⑥「安全の確保」、⑦「経済性に配慮した処理」

第2章 災害廃棄物対策における各主体の役割分担、 第3章 東京都の災害廃棄物対策

■ 役割分担の明確化（第2章、第3章の構成について）

- ・第2章では各主体が平常時及び発災後の各段階において、それぞれが担うべき役割を記載
- ・第3章では、区市町村や事業者、国を含めた広域的な連携体制の構築等、都が取り組む内容を記載

主体	担うべき役割
都	・区市町村の災害廃棄物処理を支援 ・被災状況等を踏まえた技術的支援、事業者団体や他県との調整など
区市町村	・自区域内で発生した災害廃棄物を処理 ・区市町村の処理施設や民間施設を活用し、主体的に処理を実行 ・必要に応じて、近隣自治体間で臨時組織を設け、地域一体で処理
都民	・早期の復旧・復興に向けて、廃棄物の排出段階での分別の徹底など ・適正処理実現のための協力
事業者	・事業者責任に基づき、事業場から排出される廃棄物の処理 ・区市町村が実施する災害廃棄物処理に対して協力

■ 連携体制の整備

- ・個別の既存協定等に基づいた支援以外については、都が窓口となり、区市町村の支援要請をまとめ、都外自治体等からの支援内容とのマッチングを円滑に行う受援体制を整備

■ 行政が備えるべき組織体制

- ・都と区市町村間とが緊密に連携をとるため、あらかじめ行政に求められる機能に応じた組織を整備
- ・都と区市町村が同一の体制の組織を作り、各々の担当が共通認識のもとで、災害廃棄物の適正処理を目指す
- ・平常時に右上の表に示す機能を持った組織の整備を互いに準備しておく

班構成	班に所属する担当(機能)
総務班	総合調整担当、財務担当、渉外担当、広報担当、許認可担当
受援班	受入担当、配置担当
資源管理班	仮置場担当、施設担当
処理班	環境指導・担当、処理・処分担当

■ 都が実施すべき事項（平常時から復旧・復興期まで）

時期	都の取組事項
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村、事業者等との連携体制の構築 ・東京都災害廃棄物対策マニュアル(仮称)の整備 ・オープンスペースの把握 ・発災時に協力、理解を得るための都民への広報 ・災害廃棄物処理に関する情報収集 等 <ul style="list-style-type: none"> ・広域連携体制の構築 ・受援内容の整理 ・事務委託を受ける際の考え方の整理 ・ごみ処理施設強靱化支援
発災後	<ul style="list-style-type: none"> 初動期(発災後約1か月まで) ・廃对本部(仮称)の立上げ、連携体制の整備 ・被災状況等の情報の把握、整理 ・処理方針の決定 ・東京都災害廃棄物処理推進計画(仮称)の策定 等 <ul style="list-style-type: none"> ・都民への広報 ・発生量、要処理量、処理可能量の推計 ・都への事務委託の手続き
	<ul style="list-style-type: none"> 応急対策期 ・発生量、要処理量、処理可能量の見直し ・国庫補助金対応 <ul style="list-style-type: none"> ・処理状況の進行管理と区市町村支援 ・事務委託による処理の実施 等
	<ul style="list-style-type: none"> 復旧・復興期 ・災害廃棄物処理推進計画(仮称)の見直し ・処理状況の進行管理と区市町村支援 等 <ul style="list-style-type: none"> ・復興資材の活用促進

第4章 訓練、演習、東京都災害廃棄物処理計画の見直し

■ 都、区市町村等の訓練、演習

- ・発災後に迅速かつ適切に災害廃棄物処理を実施するため、区市町村や関係事業者団体等にも参加を求め実施

■ 東京都災害廃棄物処理計画の見直し

- 以下の場合等においては、処理計画の内容を見直し、実効性を高める取組を実施
- ・訓練、演習を通じて、処理計画の内容に改善点が見られた場合
- ・都内や他道府県における災害廃棄物処理の教訓や課題、対策事例等の情報を収集し、改善点が見られた場合

■ 計画の実効性を高めるための今後の取組

- ・風水害、火山による災害を踏まえた処理計画への見直し
- ・東京都災害廃棄物処理対策マニュアル(仮称)の作成
- ・多摩地域での共同組織の構築に向けた支援
- ・島しょ部での処理体制構築に向けた支援
- ・民間事業者、都外自治体との連携体制の強化 等

東京都災害廃棄物処理計画に記載すべき事項について

東京都では、平成28年3月に策定した「東京都資源循環・廃棄物処理計画」の中で、自然災害全般の非常災害において災害廃棄物を適切に処理するために「東京都災害廃棄物処理計画」を策定することとした。

計画は、「災害廃棄物対策指針」やこれまでの災害における廃棄物処理の経験を踏まえ、東京都や区市町村、都民、事業者が果たすべき役割を明確化するものとする。また、今後、都内区市町村において、災害廃棄物処理計画の策定や見直しを行う際にも参考に供するものである。以下、計画に記載すべき事項をまとめる。

第1章 総論

第1節 目的

「東京都災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）の目的は、次のとおりである。

- (1) 首都直下地震をはじめとする非常災害に伴い発生した廃棄物の処理体制を確保し、適正に処理することにより、都民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止するとともに、早期の復旧、復興に資する。さらには、災害を克服した後も、都市の持続性を確保する。
- (2) 発災後に想定される事態を平常時にあらかじめ想定しておくことによって、発災初動期の混乱を最小限にとどめる。
- (3) 今後の都内区市町村における災害廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）の策定や見直しの参考に供するものとする。

第2節 計画の位置付け

1 災害廃棄物処理計画の位置付け

処理計画は、東日本大震災での経験を踏まえて策定された「災害廃棄物対策指針」や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の一部改正、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」（平成27年11月）を踏まえ、地域防災計画と整合を図り、災害に伴い発生した廃棄物の処理に関する基本的な考え方、処理体制、処理方法などの基本的事項を定めるものである。

2 発災後に策定する計画

非常災害発生後、被災した自治体は、処理計画に基づき初動対応を行った後、災害の規模、被災状況等を踏まえ、廃棄物を適正に処理するために必要となる具体的事項を定めた災害廃棄物処理実行計画を策定する。

都は、都内で多量の災害廃棄物が発生した場合、区市町村から災害廃棄物処理の業務の委託を受けるか否かに関わらず、災害廃棄物の発生量、処理方針、連携体制等、必要な事項を記載した

東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）を策定する。

各計画や指針等の相互関係は、図1に示すとおりである。

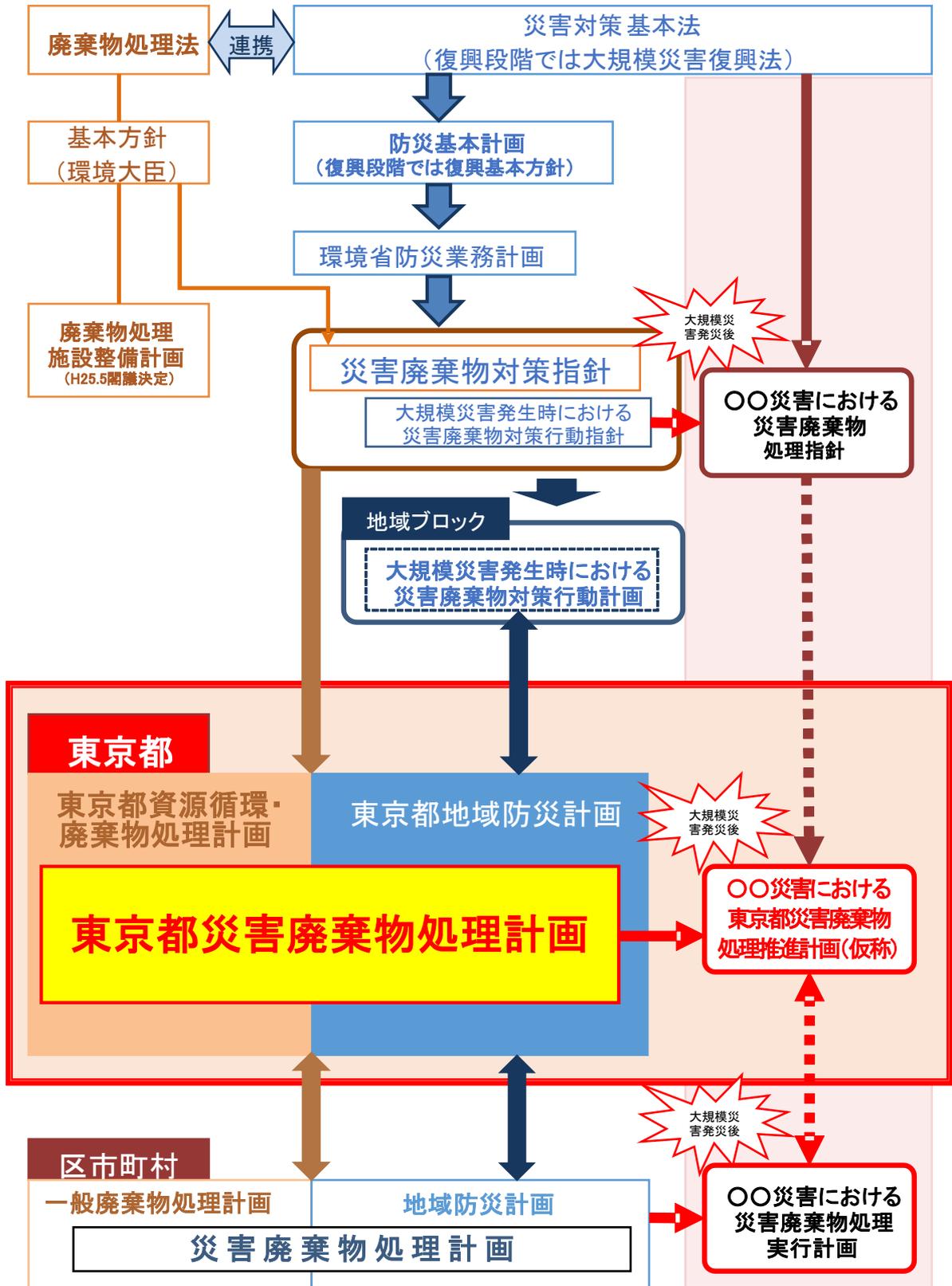


図1 災害廃棄物処理計画、災害廃棄物処理実行計画等の位置付け

第3節 計画の対象

1 対象とする災害

本計画は、自然災害（地震災害、風水害及び火山災害）を対象とする。

2 対象とする災害廃棄物

災害時には、通常生活で家庭から排出される生活ごみ及び事業活動に伴って排出される廃棄物の処理に加えて、災害に伴い発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理が必要となる。

本計画で対象とする災害廃棄物は、表1の太枠内で示す廃棄物とする。

なお、事業場において発生した災害廃棄物は、発災後、廃棄物処理法第22条に基づく国庫補助の対象となった中小事業者の事業場で災害に伴い発生したものを除き、原則、事業者が自らの責任で処理を行うものとする。

表1 対象とする災害廃棄物

廃棄物の種類		概要
一般 廃棄物	災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 被災した住民の排出する生活ごみ（通常生活で排出される生活ごみは除く。） 避難施設で排出される生活ごみ 被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物 道路啓開に伴い生じる廃棄物 被災施設の仮設トイレからのし尿 被災した事業場からの廃棄物（発災後、国庫補助の対象となった中小事業者の事業場から搬出される廃棄物に限る。事業活動に伴う廃棄物は除く。） その他、災害に起因する廃棄物
	家庭ごみ・し尿	<ul style="list-style-type: none"> 通常生活で排出される生活ごみ 通常家庭のし尿
	事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く。）
産業廃棄物		<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物

3 被害想定に基づく災害廃棄物発生量

「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年 東京都防災会議）の、被害想定に基づき災害廃棄物の発生量を試算すると、最大で約4300万トンにもものぼると推計される。本計画は、そのような膨大な量の災害廃棄物が発生する可能性のあることを前提に必要な対応を定めたものである。

<東京都地域防災計画が想定する首都直下地震>

- 東京湾北部地震（M7.3） 冬 18時・風速8m/s

表2 被害の様相

震度別面積率（%）					人的被害（人）		建物被害（棟）		
5弱以下	5強	6弱	6強	7	死者	避難者	全壊	半壊	焼失
32.8	13.7	29.0	24.4	0.1	9,641	3,385,489	116,224	329,484	201,249

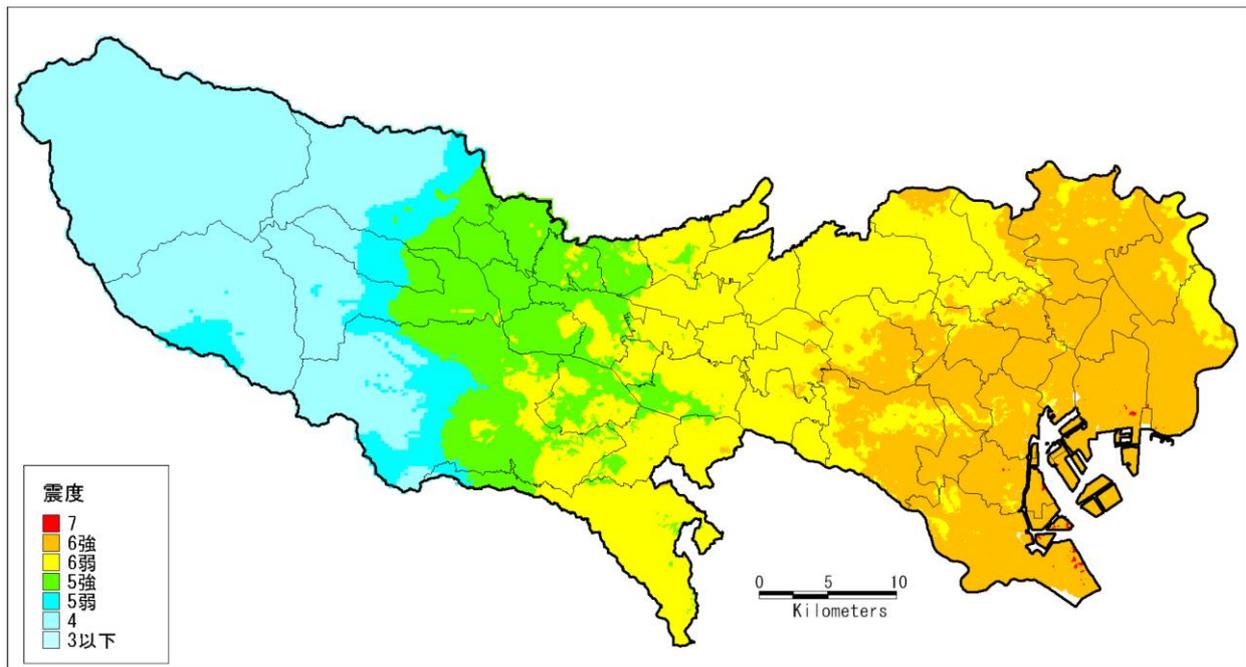


図2 東京湾北部地震における地震動分布

○ 多摩直下地震（M7.3） 冬 18時・風速8m/s

表3 被害の様相

震度別面積率（%）					人的被害（人）		建物被害（棟）		
5弱以下	5強	6弱	6強	7	死者	避難者	全壊	半壊	焼失
17.2	12.7	44.6	25.5	0.0*	4,732	2,756,681	75,668	329,554	65,770

※一部地域で震度7を想定しているが、端数処理の関係上、震度7の面積率は0.0%となっている。

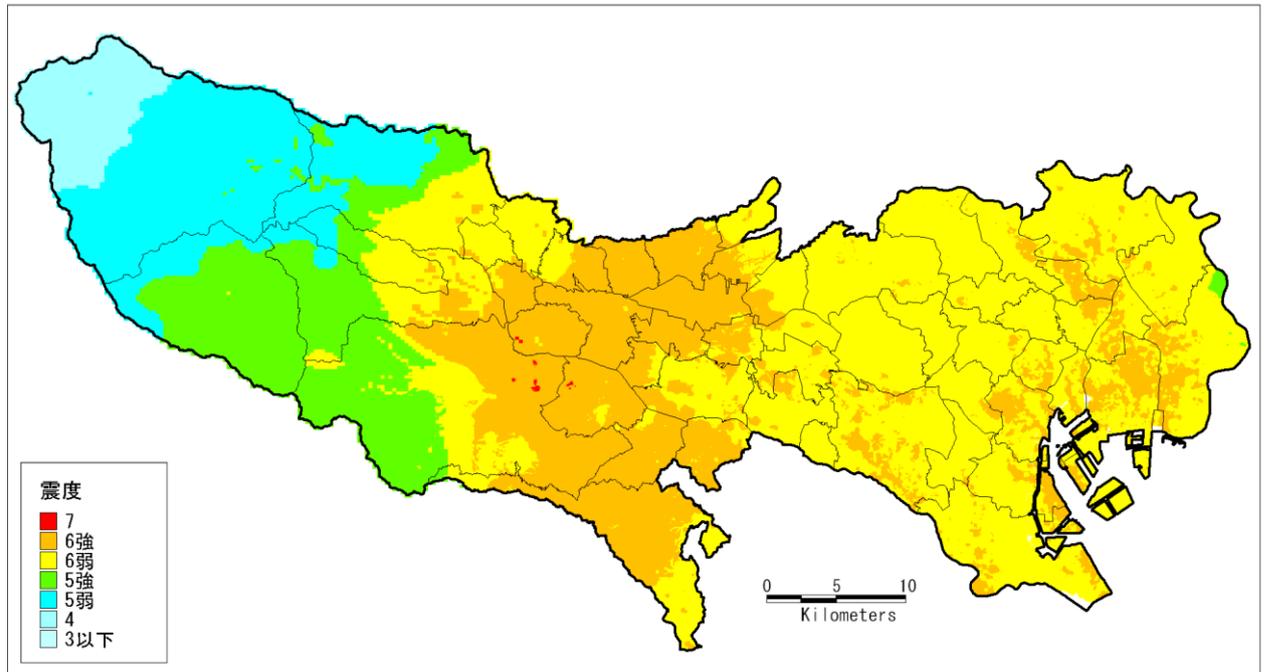


図3 多摩直下地震における地震動分布

<被害想定に基づく災害廃棄物の発生量（推計）>

表4 災害廃棄物の発生量（万トン）

区分		コンクリートがら	木くず	金属くず	その他（可燃）	その他（不燃）	合計
東京湾北部地震	区部	2835	302	186	75	648	4047
	多摩	157	25	10	6	43	240
	都内計	2992	328	196	81	691	4287*
多摩直下地震	区部	1429	182	94	43	321	2071
	多摩	715	91	46	21	177	1050
	都内計	2143	273	140	65	498	3121

（注）東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年）、「東京都税務統計年報（平成21年度）」（平成23年）、（社）全国解体工事業団体連合会「木造（軸組）住宅解体組成分析調査報告」（平成12年）、（社）建築業協会「建築物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書」（平成16年）、（社）住宅生産団体連合会「住宅生産分野における資源の有効利用等推進検討報告書」（平成7年）、東京都総務局「東京都統計年鑑 平成22年」（平成24年）における地域、種類、構造別家屋の棟数及び床面積から発生量を推計。

※端数処理の関係上、「首都直下地震等による東京の被害想定」で示された4289万トンと合計が合致しない。

第4節 災害廃棄物処理の実施主体

1 各主体の役割分担に関する基本的な考え方

(1) 区市町村の役割

災害廃棄物は、一般廃棄物に位置付けられるものであり、区市町村が包括的な処理責任を負っている。自区域内で発生した災害廃棄物について、区市町村が管理するごみ処理施設や民間の処理施設を活用し、主体的に処理を行うものとする。また、各区市町村が自区域内で発生した廃棄物を単独で処理しきれない場合など、必要に応じて、都内の近隣自治体間で構成する臨時の災害廃棄物処理共同組織（以下「共同組織」という。）を設け、地域が一体となって災害廃棄物処理を実施する。

(2) 都の役割

都は、処理主体である区市町村が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、災害の被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行う。

また、災害により甚大な被害を受けた区市町村の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合など、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づく事務委託を受けて、被災区市町村に代わって都が処理主体として直接、廃棄物処理を担うことがある。

<都の果たすべき技術的支援や各種調整（例）>

- 情報提供（これまでの災害廃棄物対策の経験等）
- 実行計画策定支援
- 業界団体窓口
- 都外からの受援窓口
- 職員派遣
- 都外処理調整
- 受援・支援のマッチング
- 各主体の役割分担に関する助言
- 各主体間の連携に関する助言
- 国への支援要請
- その他助言

(3) 都民の役割

被災地域の都民は、廃棄物の排出者であり、かつ被災者でもある。できる限り被災者が置かれた状況に配慮すべきであるが、一方、災害廃棄物の適正な処理のためには、廃棄物の排出段階での分別の徹底など、早期の復旧・復興に向けて、一定の役割を果たす必要がある。

(4) 事業者の役割

事業者は、事業者責任に基づき、事業場から排出される廃棄物の処理を行う。また、廃棄物処理の知見及び能力を有する事業者は、区市町村が実施する災害廃棄物処理に対して協力するなど、その知見及び能力を活かした役割を果たす必要がある。

第5節 災害廃棄物対策の基本的な考え方

1 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物の処理を進めるに当たって、法令を遵守することは勿論であるが、被災者となる都民の目線に立った処理の在り方を考えなくてはならない。そこで、本計画では生活環境を保全する「安全で安心できる処理」、都市機能を取り戻す「復旧、復興に資する処理」、災害を克服した後も大都市東京の「持続性を確保できる処理」の実現を重視する。この考え方に即して処理を推進していく立場においては、次の7つを基本方針として踏まえ、具体的な取組を進めていく。

表5 基本方針

1 計画的な対応・処理	災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理能力等を逐次把握した上で、計画的に処理を推進する。
2 リサイクルの推進	膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、徹底した分別・選別により可能な限りリサイクルを推進し、埋立処分量の削減を図る。再資源化したものは復興資材として有効活用する。
3 迅速な対応・処理	早期の復旧・復興を図るため、時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行う。
4 環境に配慮した処理	混乱した状況下においても、環境に配慮し、適正処理を推進する。
5 衛生的な処理	夏場の悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生処理を図る。
6 安全の確保	住宅地での解体作業や仮置場での搬入・搬出作業において周辺住民や処理従事者への安全の確保を徹底する。
7 経済性に配慮した処理	公費を用いて処理を行う以上、最少の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択する。

2 災害廃棄物処理の実行に際し特に重要な考え方

1で示した基本方針に則って、災害廃棄物の処理を実行していくのに際して、特に重要な考え方を以下に示す。

(1) 資機材に関する情報収集と迅速な確保

平常時から災害時における収集運搬及び処分に必要な情報を把握、整理し、発災直後には災害支援協定等に基づく都外からの支援も含めて迅速に必要な人員、車両、処理機材を確保し、収集運搬及び処分を実施する。

(2) 仮置場の迅速な整備

発災直後において、救助捜索活動の支障物や被災住民からの災害廃棄物の一時的な保管を行う「一次仮置場」を速やかに整備する。

また被災建築物の公費解体を開始するまでに、中間処理するための機材を設置し、災害廃棄物の減容化及び再資源化のための処理を行う「二次仮置場」を整備し、早期に本格的な処理を開始する。

(3) 災害廃棄物の分別排出及び選別の徹底

災害廃棄物の受入施設を確保し、リサイクルを推進していくためには、排出段階からの廃棄物の徹底した分別と選別が不可欠である。

そのため、被災現場での排出時における分別、被災建築物の解体撤去時における分別、一次仮置場・二次仮置場での選別を徹底する。

(4) 処理施設における再資源化の徹底

災害廃棄物は可能な限り再資源化を行い、再資源化が難しいものについては、十分に減量化したうえで埋立処分を行う。その際、できる限り地域内での処理を優先する。災害時の再資源化、減量化に向けて、処理施設の強靱化を行う。

棄物の徹底した分別と選別が不可欠である。

(5) 自治体間における組織体制と文書様式の共通化

災害廃棄物の処理を実行していくに当たって、都と区市町村間で緊密に連携していくためには、両者がそれぞれ同じ機能を持った組織体制をつくり、互いの組織同士が連絡を密にすることが重要である。また、災害廃棄物の処理に当たり、必要となる手続きを円滑に行うため、書類の様式を両方で共通化しておくことが望ましい。

<災害廃棄物の処理に必要な機能（例）>

- 指揮命令 業務全体を統括する。
- 情報計画 様々な情報を一元管理する。
- 資源管理 業務を進める上で必要な人材や資機材の確保や管理を行う。
- 財 務 業務を進める上で必要な予算の確保や執行を行う。
- 広 報 都民に対して災害廃棄物の分別方法や処理業務の理解を求めるための広報を行う。
- 渉 外 関係機関との業務に関する調整を行う。
- 実 行 災害廃棄物の処理やその支援を行う。

（6）災害廃棄物処理の工程管理

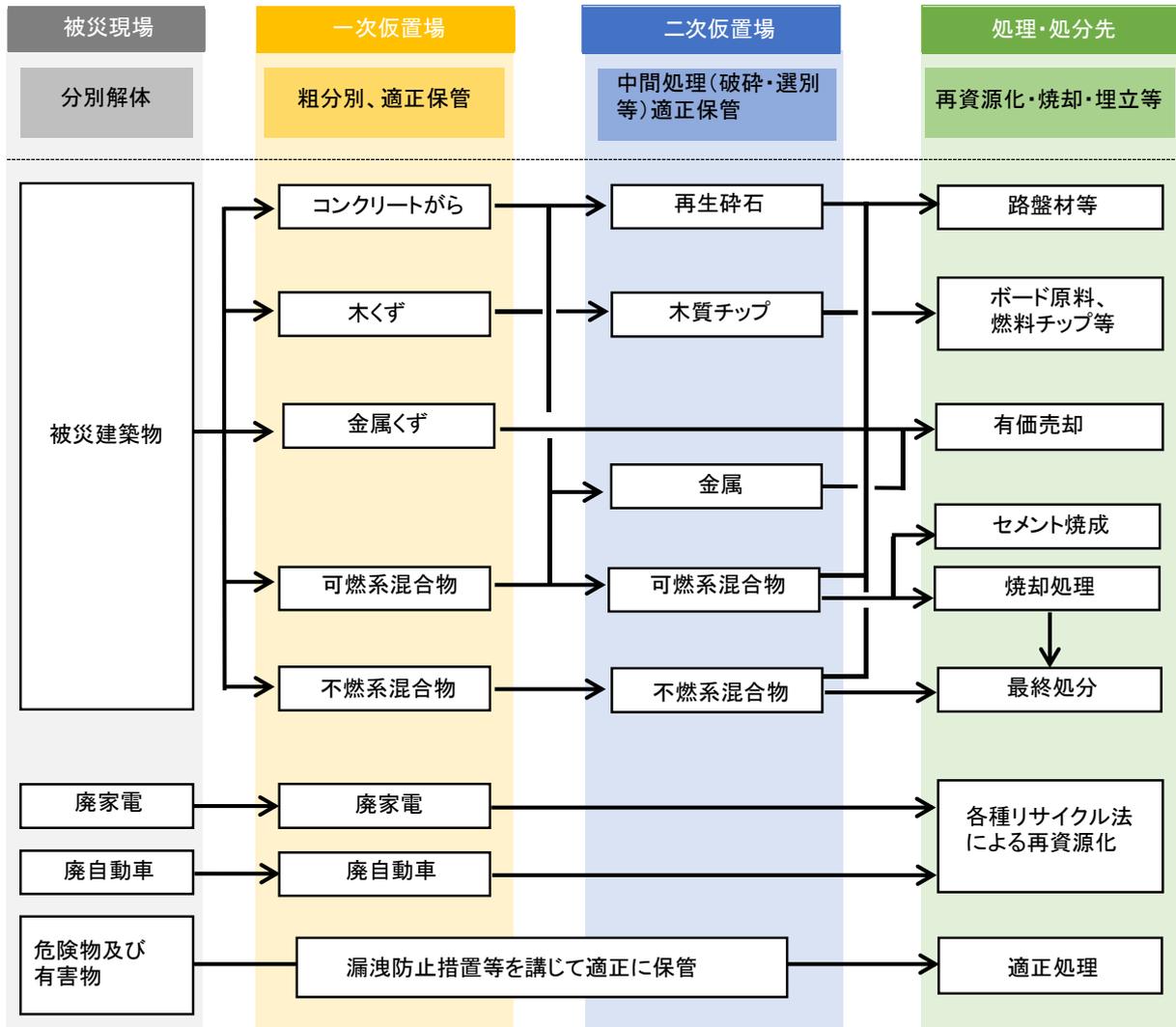
発災後は、処理計画及びその後策定する実行計画又は東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）に従って、災害廃棄物の処理を行うこととなる。実行計画又は東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）に定めた取組について、それぞれ1週間単位で短期の目標を設定し、逐次その達成状況を把握、検証しながら継続的な業務の改善を図っていく。

都は、各区市町村及び共同組織の進捗状況を把握し、その情報を共有するとともに、処理が遅滞している要因を把握・分析し、その改善につながる支援を検討する。

第6節 災害廃棄物処理の流れ

1 災害廃棄物の分別、選別、減量化、再資源化の流れ

被災建築物の分別解体や一次仮置場における選別、二次仮置場における中間処理を徹底し、災害時においても可能な限り、再資源化を推進するとともに、埋立処分量を低減する。被災した家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）、自動車については、可能な限り分別を行い各種リサイクル法に基づく再資源化を徹底する。危険物及び有害物は、適正に保管し、確実な処理を行う。



<留意事項>

- 焼失した建築物からの災害廃棄物は、再資源化が困難な廃棄物の発生が想定されるため、別途保管して処理するなどの留意が必要である。
- 水害により発生した廃棄物については水分を含むことや土砂等が付着し、処理に手間がかかる点に留意が必要である。
- 再資源化の内容によっては、仮置場を通さないルートや二次選別を行うことも考慮する。

図4 災害廃棄物の標準処理フロー

2 災害廃棄物処理の進め方（例）

発災後に想定される状況の変化を時系列にして、各行政機関、都民、事業者がそれぞれ果たす役割を、以下の通り整理する。

発災後 経過期間	取組事項
発災直後	<p><迅速な体制整備に向けた準備></p> <p>【組織体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各行政機関は職員の安否確認を行い、災害廃棄物処理の実行体制を整備する。 <p>【一次仮置場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一次仮置場の選定・確保をする。
～3日目	<p><被害状況の把握、住民周知、仮置場運営></p> <p>【避難所ごみ・し尿処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の開設・被災者の受入、避難所生活が開始されるため、避難所ごみ、し尿の収集運搬・処理体制を整備する。 <p>【ごみ・し尿処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民によるごみの搬出が開始されるため、被災現場からのごみの回収方法を決定する（ステーション回収、住民搬入用仮置場の設置等）。 ○ ごみの分別方法や回収方法等に関する住民周知を行う。 ○ 一次仮置場の整備・運営を行う。 <p>【情報の把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災建築物棟数、廃棄物処理施設の被災状況等の集約を行う。 ○ 災害廃棄物発生量、要処理量、処理可能量の暫定値を算定する。

概ね発災後3日目以降は、災害廃棄物発生量や処理施設の被災状況を基に目標とする処理期間を設定する。ここでは、仮に処理期間を3年と設定した場合に、その後、取り組むべき事項を経過期間ごとに整理する。

発災後 経過期間	取組事項
～3か月目	<p><公費解体の受付や解体工事、災害廃棄物処理の開始></p> <p>【公費解体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公費解体の申請の受付を開始し、順次、解体工事を開始する。 <p>【処理ルート整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物の収集運搬・処分や仮置場管理業務に関する委託契約を締結する。 ○ 必要に応じて、都外施設への広域処理を検討する。
～6か月目	<p><円滑な処理ルートの確保></p> <p>【公費解体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公費解体の受付や解体工事を継続し、排出現場での分別をできる限り行う。

<p>～6か月目</p>	<p>【処理ルート of 整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 二次仮置場への廃棄物の搬入、破碎、選別等を開始する。 ○ 処理施設への搬入・中間処理・最終処分を実施する。 ○ 必要に応じて、都外施設への広域処理を実施する。 ○ 復興資材の品質評価・搬出を開始するとともに、搬出先を拡大する。
<p>～2年目</p>	<p><処理体制 of 継続的改善></p> <p>【公費解体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公費解体の受付や解体工事を継続し、排出現場での分別をできる限り行い、二次仮置場へ搬入するとともに適宜、解体計画を更新し、効率的な解体を進める。 <p>【処理ルート of 最適化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都内施設・都外施設への搬出を継続する。 ○ 復興資材の品質評価・搬出を継続する。 ○ 進捗状況を踏まえ、人材や資機材の配分の最適化を行う。
<p>～3年目</p>	<p><処理完了に向けた準備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 仮置場の閉鎖準備を行う（早期に閉鎖できる場合は早期に着手）。 ○ 公費解体受付終了に関する都民への周知を行う。 ○ 仮置場の現状復旧を行う。

第2章 災害廃棄物対策における各主体の役割分担

第1章に掲げた基本方針に基づく災害廃棄物の処理を進めていくにあたっては、東京都域における行政機関、都民及び事業者が緊密に連携して取り組んでいかなければならない。本章では各主体が平常時及び発災後の各段階において、それぞれが担うべき役割を示す。

第1節 平常時（発災前）

1 行政が備えるべき組織体制

発災後に、都と区市町村間とが緊密な連携をとって、災害廃棄物処理を実行していくためには、あらかじめ行政に求められる機能に応じた組織を整備しておくことが望ましい。都と区市町村が同一の体制の組織を作り、各々の担当が共通認識のもとで、災害廃棄物の適正な処理を目指すべきである。

ここでは図5のような班・担当を構成する体制を例として掲げる。平常時にこうした組織の整備を互いに準備しておく。

なお、ここで示す担当とは、各行政主体が持つべき機能を示しており、これだけの人員を用意すべきということではない。一方で、区市町村によっては、災害廃棄物業務に携わる人員が不足するおそれがあるため、区市町村は事前にその内容を想定し、他部署等から人員を確保する等の調整や支援を受ける際の内容の整理をあらかじめ行っておくべきである。

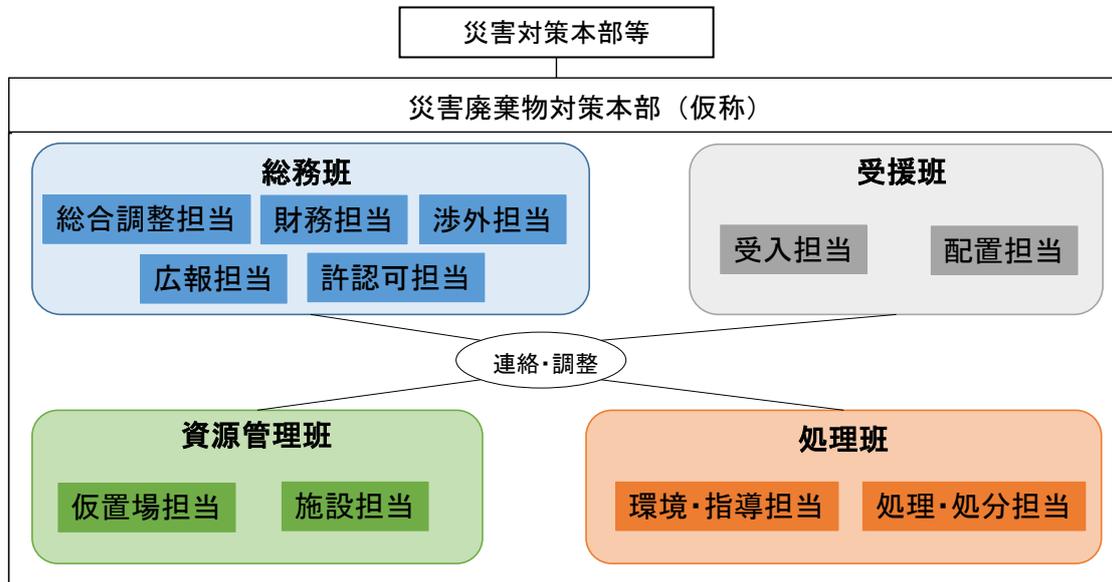


図5 行政機関内の体制（例）

2 各主体が平常時から取り組むべき事項

平常時から各主体が取り組むべき事項を表6に掲げる。特に大規模災害発生時は、近隣の処理施設も被災している可能性があることから、より広域的な連携の実現に向けて、他道府県も含めた全国レベルでの連携体制の構築を進める。

表6 各主体が平常時から取り組むべき事項

各主体	取組事項
区市町村	自区域内における関係主体との連絡体制の整備（災害協定の締結） 自治体共同処理体制（共同組織）の整備 実務的な業務手順・様式等の整備（マニュアル等の作成） 生活ごみ、避難所ごみ、し尿処理の対応策の検討（処理施設が被災した場合を想定） 仮置場の選定、準備 人材・資機材の確保等、自区域内で必要となりうる支援内容の事前把握 住民への広報 自区域内における処理施設・処理可能量の把握 処理施設の強靱化 災害廃棄物対策に係る研修、訓練、演習の実施 等
都	区市町村との連携強化 都内処理施設と処理可能量の把握 近隣及び全国の自治体との連携強化 関係機関との協定締結 東京都災害廃棄物対策マニュアル（仮称）の整備 受援内容の整理 都が所有するオープンスペースの把握 地方自治法に基づく事務委託を受ける際の考え方の整理 都民への広報 区市町村のごみ処理施設に対する強靱化支援 災害廃棄物対策に係る研修、訓練、演習の実施 災害廃棄物処理に係る情報収集 等
事業者	災害廃棄物対策を含めたBCPの策定 自治体との協定締結 事業者団体内の連携に向けた取組 処理施設の強靱化 等
国（環境省）	関東地域ブロックでの連携に向けた取組 地域ブロック間での連携に向けた取組 災害廃棄物対策に係る技術的支援 等
都民	災害廃棄物に係る知識の醸成 自治体への協力に向けた取組（災害時トイレマナー等の啓発協力） 等
大学・研究機関等の専門家	災害廃棄物対策に係る研修、訓練、演習の実施 災害廃棄物対策に係る最新の技術的知見や過去の経験の活用 廃棄物発生量の推計に係る方法や被災自治体への支援の方法等の検討 等

3 都民への広報

災害廃棄物の処理を円滑に進め、早期の復旧・復興に資するためには、都民による災害廃棄物の分別の協力が不可欠である。また、仮置場の設置や運営には周辺住民の理解が欠かせない。都及び区市町村は、都民の理解・協力を得るため、都民に平常時から防災に関する情報や災害廃棄物に関する情報を提供していく必要がある。災害時であっても、分別排出の徹底が必要であることや不法投棄や野焼きは違法行為であることなど、災害発生直後に速やかな広報ができるようあらかじめ検討しておく必要がある。

第2節 初動期（発災後約1か月まで）

1 役割分担の基本的な考え方

各区市町村は、自区域内で発生した災害廃棄物の処理を主体的に担う役割がある。

自区域内で発生した廃棄物について、区市町村が運営する処理施設や民間施設を活用しても処理しきれない場合、共同組織の設置を検討すべきである。

また、共同組織の区域間同士の連携が必要となることも想定される。

都は、処理主体である区市町村が第1章に掲げた基本方針に基づいて災害廃棄物処理を実行できるよう、被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行う。

資機材を保有する事業者は、自治体と締結した協定に基づき、できるだけ速やかに自治体からの支援要請に応じる必要がある。

都民は、区市町村の定める分別ルールに基づき、生活ごみや被災によって発生した粗大ごみの排出を行う必要がある。

2 初動対応

（1）生活ごみ・避難所ごみ・し尿処理

区市町村は、生活ごみや避難所ごみを処理施設の被災等により処理施設へ搬入できない場合、あらかじめ検討しておいた保管場所や処理施設に搬入し、収集運搬車両が滞留することのないよう努める必要がある。

発災後、被害を受けた道路が使用できなくなる可能性があることから、区市町村は、早期に主要幹線道路の被害状況や道路啓開の情報を把握し、適切な収集運搬ルートを検討する必要がある。ごみの収集ができない地域がある場合は、一時的な保管場所を設置するなどの対応を検討し、早期に収集を再開する必要がある。また、発災直後は粗大ごみ等の排出量の増大が予想されるため、あらかじめ検討しておいた追加的な収集運搬、処分方法に基づき、収集運搬、処分を実施する必要がある。

（2）仮置場の設置・運営

① 仮置場の設置

区市町村は、被災住民が排出する災害廃棄物のうち、処理施設に搬入できないものを一時的に保管する場所として、早急に仮置場を設置する必要がある。

なお大都市災害では、発災時に家電、自動車等が大量に災害廃棄物として発生することが予想されるが、その処理のための手続きに時間を要する可能性がある。そのため、これらを一時的に保管する場所も確保する必要がある。

② 仮置場の運営

一度、仮置きされた災害廃棄物が混合状態となると、その後の分別した回収が困難になり、処理費用の増大や処理期間の長期化につながる。区市町村は、発災直後から分別の徹底や便乗ごみ（災害に起因しない生活ごみ）の排出を防止するとともに、分別された廃棄物が再び混合状態にならないように適切に管理する必要がある。

また、区市町村は、災害廃棄物の処理が滞ることがないように災害廃棄物の処理に関する以下の事項を日々把握、整理しておく必要がある。

<把握・整理する事項>

- 災害廃棄物の搬出入量（種類毎）、搬出入台数
- 災害廃棄物の保管量、保管場所、保管面積
- 災害廃棄物の搬出入者・搬出入車両

<搬出入量の管理方法>

- 仮置場への不法投棄を防止するため、仮置場への搬入者や搬入車両を管理する。
- 正確に搬出入量を把握するため、トラックスケール※を設置して計量することで、搬出入量管理を行うとともに、保管量や保管場所、保管面積、積み上げの高さについて図面で整理を行う。
- トラックスケールを設置していない段階でも災害廃棄物を計量し、搬出入量管理を行う。計量の方法としては、災害廃棄物の体積や比重から計測する方法が考えられる。
※廃棄物をトラックに積載したままで、廃棄物の重量を計算する装置のこと

③ 都民の生活環境の確保、作業安全性の確保

災害廃棄物を高く積み上げた場合、自然発火による火災の発生が予想されるため、仮置場の管理者は、ガス抜き管を設置し、火災を未然に防止するための措置を実施する必要がある。また、必要に応じて仮置場における大気、騒音・振動、土壌、水質等の環境モニタリングを行う。

(3) 廃棄物処理施設の点検

廃棄物処理施設の管理者は、速やかに被災の有無を確認し、被災した施設については、施設の修復や安全対策を行う必要がある。

(4) 都民への広報

災害廃棄物の適正な処理に向けては、都民の協力が欠かせない。そのため、行政機関は、都民が廃棄物の排出者である一方で、被災者でもあるという視点を忘れずに、丁寧に分かりやすい広報に努めなくてはならない。

初動期の広報としては下記の内容が例として挙げられる。

＜初動期の広報の内容＞

- 災害廃棄物の収集方法（個別収集やステーション回収、仮置場への搬入）
- 排出場所、排出可能期間・時間、排出方法
- 分別の必要性、分別方法、分別の種類
- 家庭用ガスボンベ、スプレー缶等の危険物やアスベスト、PCB含有機器等の有害廃棄物の取扱方法
- 不法投棄、野焼き等の不適正処理禁止
- 便乗ごみ（災害に起因しない生活ごみ）の排出禁止
- 家電4品目の排出方法
- ごみ出しが困難な身体障害者、高齢者への支援方法
- 最新情報の入手方法
- 災害廃棄物に関する問合せ先 等

3 被災状況の集約と発生量、要処理量、処理可能量（暫定値）の算定

（1）被災状況の集約

各行政機関は、随時更新される建築物の被災状況や廃棄物処理施設の被災状況を把握、集約し、情報を一元管理する必要がある。

（2）発生量、要処理量、処理可能量（暫定値）の算定

区市町村は、自区域内における災害廃棄物の種類別の発生量、要処理量及び処理可能量について、以下のとおり把握し、適正な処理のための基礎情報とすべきである。

- （1）で把握した被災状況に基づき、災害廃棄物の発生量（暫定値）を算定する。
一次仮置場への搬入開始後は、一次仮置場での計量^{*1}を行い、その数値をもとに要処理量を更新する。
- 既存のごみ処理施設や民間の処理施設で対応可能な処理可能量について、各施設の被災状況等を確認する^{*2}とともに、公称能力や年間稼働可能日数等から処理可能量（暫定値）を試算する。
- 発生量（暫定値）と処理可能量（暫定値）を比較し、人材・資機材等のリソースが不足するなど、総合的に勘案して自区域内での処理のみでは、早期の復旧・復興が困難と判断される場合は、自区域外処理に向けた準備を開始する。
- 災害廃棄物の種類別の発生量及び処理可能量は1か月を目処に暫定値を公表する。

※1 仮設のトラックスケール等を設置して、計量できるようになるまでは、目視により廃棄物の種類毎に体制重量換算する。

※2 処理施設の被災状況（稼働停止期間）や搬入される可燃物の性状によっては、想定どおりの処理可能量が得られるかどうか、発災後に確認することが必要である。

4 受援体制

人材や資機材が不足し、都内だけでは災害廃棄物処理のための十分な体制が構築できない場合、都や区市町村は、既存の協定、D.waste-Net[※]、その他広域連携を活用して、都外へ支援要請を行う必要がある。

※D.waste-Net

- 国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者による人的な支援ネットワークを構築。
- 主な構成メンバーは、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等。

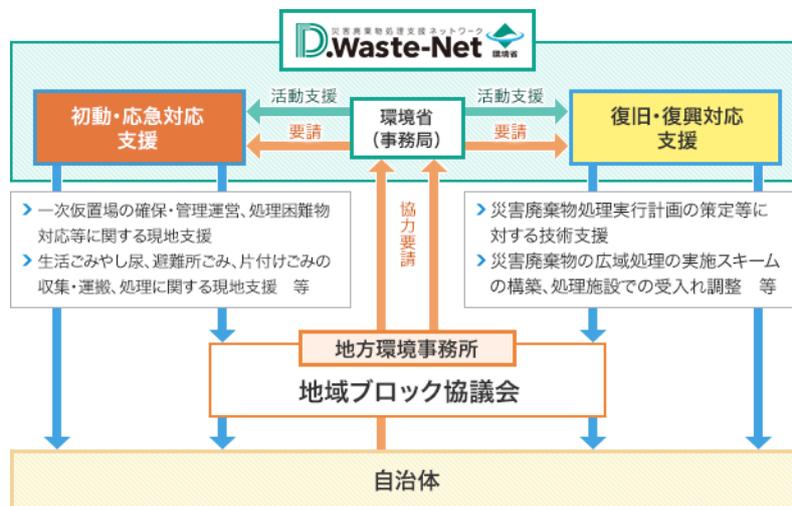


図6 D.waste-Netによる支援体制

5 処理状況の進行管理

各行政機関は、公費解体の開始時期を決める前提として、少なくとも次の事項について把握、整理を行いながら、処理状況の進行管理を行う。入手した情報は災害廃棄物対策本部において共有し、都域全体で進捗状況を把握する。

表7 処理進行管理に当たり入手する情報

区分	入手情報
被災建築物の損壊状況	全壊、半壊、床上浸水、床下浸水、火災による損壊棟数
被災建築物の解体状況	解体予定棟数、解体済棟数（構造別）
処理の進捗状況	種類別の要処理量、処理済量、搬出済量（復興資材も含む）
仮置場の状況	場所・設置数・面積、搬出入量、保管量、環境モニタリング結果
受援の状況	人材、資機材の不足状況、業務の進捗状況

6 処理方針

区市町村は、災害廃棄物の種類別の要処理量や種類別の処理可能量等を勘案し、発災後おおむね1か月後に、当該災害に即した処理方針を決定しておく必要がある。処理方針は、本計画に示す基本方針を基に、処理の優先順位（腐敗性や危険性の有無など廃棄物の種類、復旧・復興計画との整合等）や処理期間、再資源化の方法を明確にしておくことが望ましい。

<区市町村が定めるべき処理方針の例>

- 仮置場の不足をできるだけ補うため、被災建築物の解体を段階的に実施する。
- 仮置場の不足が想定されるため、早期から広域処理を開始する。
- 畳や腐敗性廃棄物（生ごみ等）の回収を優先する。
- 木くずは、選別・破碎した後、再資源化する。再資源化ができないものは焼却処理する。
- コンクリートがらは、選別、破碎した後、原則、再生砕石として再資源化する。
- 金属くずは、再資源化する。
- その他の廃棄物は、選別、破碎した後、可能な限り再資源化を図り、再資源化できないもののうち、可燃分は焼却処理、不燃分は埋立処分する。
- 発災後3年以内に処理を完了する。

7 災害廃棄物処理実行計画の策定

区市町村は、処理計画をもとに、被災状況や災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量、6で決定した処理方針等を記載した災害廃棄物処理実行計画を策定する。

都は、被災状況や災害廃棄物の発生量や、必要に応じて処理方針、実行体制等を区市町村に対し提示する。

都民は、区市町村が定める実行計画に、必要な協力をする。

事業者は、区市町村が定める実行計画に基づき、廃棄物の排出事業者としての責任の役割を果たすとともに、災害廃棄物の処理に協力する。

第3節 応急対策期

1 応急対策

(1) 要処理量、処理可能量の見直し（随時）

発生量を基に現時点で処理しなければならない災害廃棄物量を要処理量として逐次把握する。区市町村は、公費解体の受付状況や各仮置場への搬入状況を踏まえ、随時、要処理量の見直しを行うとともに、各処理施設の復旧見込み時期や稼働状況を踏まえ、処理可能量を見直す必要がある。

要処理量に対して、第2節6の処理方針で定めた処理期間で、処理するに当たって、処理可能量が不足する場合は、更なる処理可能施設を抽出するとともに、仮設処理施設の設置や自区域外での広域処理の調整を急ぐ必要がある。

(2) 仮置場の設置、運営

区市町村は、関係者と調整、協議を行い、災害廃棄物の減容化、再資源化等を行うための二次仮置場を確保し、設置する必要がある。

(3) 都民の生活環境の確保、作業安全性の確保

初動期に引き続き、処理施設管理者は、ガス抜き管を設置し、災害廃棄物の自然発火による火災を防止する必要がある。また、必要に応じて仮置場における大気、騒音・振動、土壌、水質等の環境モニタリングを行う。

(4) 住民への広報

都及び区市町村は、発災後の状況に応じながら、分かりやすい広報を展開する必要がある。

<応急対策期の広報の内容>

- 都民からのよくある質問と回答例
- 仮置場の設置状況や運営状況、搬入可能物
- 災証明の発行から解体までの流れ
- 災害廃棄物の撤去状況と予定、被災建築物の解体状況とその予定
- 災害廃棄物の処理状況（進捗率の見える化） 等

2 処理状況の進行管理

区市町村は、実行計画に基づき、災害廃棄物処理の進行管理を行い、適宜、処理実績の公表、要処理量の算定等を行う必要がある。また、都内においては、大型の非木造建築物（集合住宅

等) について多くの被害が想定される。その解体には多くの人員と日数を要することから、公費解体の受付状況や仮置場の確保状況を踏まえ、計画的に解体作業を実施し、進行管理を行う必要がある。

3 国庫補助金対応

区市町村は、被災状況や処理の進捗状況等に関する情報を集約し、災害報告書を作成し、国庫補助金の申請を行う必要がある。

第4節 災害復旧・復興期

1 処理状況の進行管理

区市町村は、応急対策期に引き続き、災害廃棄物処理状況の進行管理を行う必要がある。処理事業の完了時期見込みを検討する場合、仮置場の現状復旧に要する期間も考慮する。

2 復興資材の有効活用

都及び区市町村は、災害廃棄物の再資源化により生成された復興資材を、積極的に活用して災害からの復旧・復興に資する必要がある。

事業者も可能な限り、災害廃棄物の再資源化により生成された復興資材を活用していくことが望ましい。

3 災害廃棄物処理実行計画の見直し（随時）

復旧・復興段階では、発災直後に把握できなかった被害の詳細や災害廃棄物の処理の過程における新たな課題が次第に判明する可能性がある。区市町村は、処理の進行に応じて要処理量や処理可能量の見直しが行われた場合や国庫補助金の対象や補助率の決定・変更があった場合等に、随時、実行計画の見直しを行う必要がある。

第3章 東京都の災害廃棄物対策

第2章では、東京都域における行政機関、都民及び事業者等の平常時及び発災後の役割分担を示した。本章では、都が7つの基本方針に則り、区市町村や事業者、国、他道府県との広域的な連携体制の構築、東京都災害廃棄物処理推進計画の策定等、平常時及び発災後の各段階においてに取り組む内容を示す。

第1節 平常時（発災前）

1 都内の災害廃棄物処理連携体制の構築

都は平常時から区市町村及び民間事業者と密に情報交換を行い、災害廃棄物処理に対する共通認識を深めていく。

（1）区市町村との連携

発災時の災害廃棄物処理が円滑に進むよう、平常時に定める区市町村の処理計画の策定を支援する。また、各地域が発災時に共同組織を設置し、円滑な処理を実施できるよう、平常時から体制構築に向けた支援を行う。さらに発災後、速やかな対応がとれるよう、「東京都災害廃棄物対策マニュアル（仮称）」の整備を進め、都内自治体間の連絡体制や各種文書の様式、業務で使用する用語や要処理量等の推計方法の統一を進めるとともに情報共有を図る。

（2）民間事業者との連携

民間事業者の処理施設において、災害廃棄物の処理を行うことも想定されるため、各施設の処理能力や災害廃棄物の受入条件、受入可能性等について事業者から定期的に情報収集を行う。

2 広域連携体制の構築

発災時に適正に災害廃棄物処理のための広域連携体制を整備できるよう、平常時から広域連携に関する協議の場（大規模災害廃棄物対策関東ブロック協議会[※]）へ継続的に参画する。得られた情報は必要に応じて都内区市町村へ共有を図る。

また、国（環境省等）が主催するセミナーや研修、訓練等には積極的に参画し、平常時から近隣自治体担当者等とのネットワーク（九都県市首脳会議、関東地方知事会議の相互応援協定等）を活用して連携強化を図る。また、関東地域全体が広く被災することも想定されるため、全国規模のネットワーク（公益社団法人全国都市清掃会議、全国知事会等）においても連携強化を図っていく。また、災害廃棄物処理に係る最新の科学的、技術的知見や過去の経験を把握するため、D.waste-Netも適宜活用していく。

さらに、災害時に円滑に連携体制を構築できるよう、東京都域の処理体制の特徴（共同組織による共同処理や受援体制）について、都外自治体等に対して積極的に情報を公開する。

※大規模災害廃棄物対策関東ブロック協議会

- 災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携について検討するための協議会
- 事務局：環境省関東地方事務所
- 設置年月日：平成26年11月10日
- 関東ブロックの範囲（10都県）：
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県

3 平常時に情報収集、整理しておくべきその他の事項

(1) 東京都災害廃棄物対策マニュアル（仮称）の整備

発災直後の混乱が予想される初動期を中心に復旧・復興期までに対応すべき実務的な業務の手順・様式を記した「東京都災害廃棄物対策マニュアル（仮称）」（以下「マニュアル」という。）をあらかじめ作成する。マニュアル作成後も、訓練、演習等を通じて、その内容や機能性を確認し、記載内容の見直しを行うことで、マニュアルの実効性を高めていく。

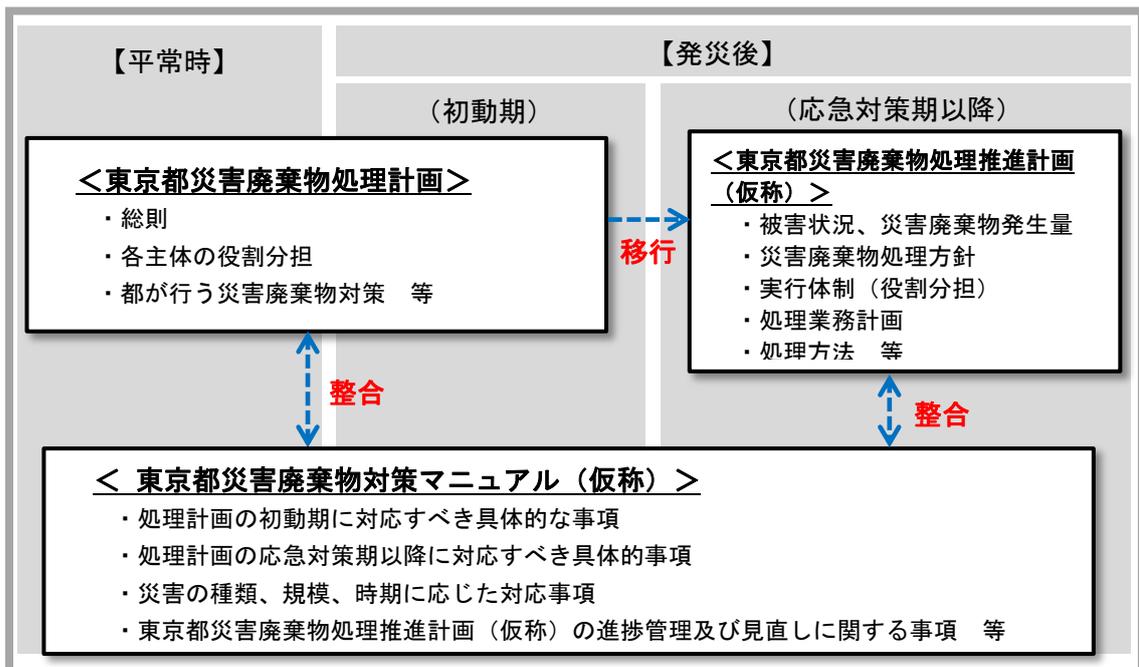


図7 処理計画、東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）、マニュアルの関係

(2) 受援内容の整理

都は、都外自治体、事業者団体・民間事業者、学識経験者からの支援を想定し、表8に示すとおり各主体の廃棄物処理に係る知識・経験に応じた受援内容をあらかじめ整理しておく。

表8 受援メニュー（例）

区分	受援メニュー(例)		学識 経験者	自治体	事業者団体・ 民間事業者
知見に関する支援	総合調整	対応方針検討、各種業務調整	全区分において 助言	○※	—
	東京都廃棄物 処理推進計画 (仮称)作成	東京都廃棄物処理推進計画(仮称)の 補助			
	設計・積算	発注に係る設計・積算の補助			
	契約	契約事務の補助			
	書類作成	災害報告書等の作成の補助			
資機材に関する支援	収集運搬	生活ごみ等の収集運搬車両		○	○
人員に関する支援	情報収集	被災自治体の対応状況に係る情報収集		○	—
	仮置場設置	仮置場における管理状況の監督			
	現地確認	避難所や仮置場の現地確認			
	窓口対応	窓口問合せ			
	広報	都民への広報(分別等)			

※専門的な知識や過去の経験を有する者

(3) オープンスペースの把握

発災後に区市町村が仮置場の設置・運営を円滑に進めるにあたっては、区市町村の被害状況から、都としても支援することが想定されるため、発災後に利用できる都が所有するオープンスペースを把握するなど、平常時から検討を進める。

(4) 事務委託を受ける際の考え方の整理

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、都が被災区市町村から事務の委託を受ける際の考え方を平常時から整理しておく。

なお、都が事務委託を受けると考えられるケースは以下の場合が想定される。

- ① 被災により、区市町村の廃棄物所管部署の執行体制が喪失し、更に、共同組織における処理が不可能な場合
- ② 島しょ部において町村内の処理施設だけでは処理を完結できず、中間処理以降の総合的な調整を要する場合
- ③ 7つの基本方針に鑑みて、被災区市町村や共同組織に代わって、都が事務を行うことが望ましい場合

(5) 都民への広報

都は、都民の協力・理解を得るため、都民に平常時から災害廃棄物処理について理解を深め

る情報を積極的に提供していく。広報の実施に当たっては、区市町村と連携し、効果的な広報のあり方について検討しておく。

（6）区市町村のごみ処理施設に対する強靱化支援

非常災害の発生に備え、平常時からごみ処理施設の強靱化対策を進める必要がある。「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」（平成26年3月、環境省）では、準拠した耐震・耐水・耐浪性、運転維持電源・燃料確保設備、薬剤等の備蓄を備えた設備を整備について示している。また、廃熱を利用した電気エネルギーの供給、災害時の対応拠点としての機能を付加すべきである。都は区市町村がこうした施設整備を行うに当たって、必要な支援を実施していく。

（7）災害廃棄物処理に係る情報収集

災害廃棄物の再資源化に関する技術や仮置場の効率的な運営手法、処理施設の強靱化といった災害廃棄物処理に関する情報収集を積極的に行う。

第2節 初動期（発災後約1か月前まで）

災害廃棄物の処理を円滑に進めるにあたっては、特に初動期の対応をいかに迅速かつ適切に行うかによって、その後の対応に大きく影響する。本節では、発災後、都が都内全体の発生量の推計や処理方針の決定など、行動すべき事項を順序立てて示した。

1 初動対応（東京都災害廃棄物対策本部（仮称）の設置）

東京都災害対策本部等のもと、発災後速やかに、東京都災害対策本部の下に、各局横断的組織として「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」（以下「都廃対本部」という。）を設置する。また、緊急に災害廃棄物を処理する必要があると判断される場合は、都廃対本部を設置する。

都廃対本部は、仮置場の現状復旧が完了し、全ての災害廃棄物の処理が完了したことを最終確認（最終処分又は再資源化）した時点で解散する。

2 連携体制の整備

平常時に構築した区市町村等の各主体との連携体制を基に、必要に応じて状況把握のため現地への職員派遣等を実施し、発災後の状況を踏まえた連携体制を整備する。特に、大規模災害の発生時には、全国の都外自治体からの支援が想定される。個別の既存協定等に基づいた支援以外については、都が窓口となり、支援要請をまとめる。都外自治体からの支援を最大限有効に活用するため、都外自治体からの支援内容と都及び区市町村が要求する受援メニューの整理やマッチング等を円滑に行う受援体制を構築する。

3 都民に対する広報

初動期には、分別の不徹底、無秩序な仮置きを防止するための迅速な広報が不可欠である。都は、区市町村と連携しながら、広報紙、パンフレット、ウェブサイト、SNS等あらゆる広報媒体を活用して、都民に周知を図る。周知にあたっては、広報内容の定着状況も考慮しながら、適切な頻度で実施するとともに、積極的に報道機関にも情報提供し、パブリシティを有効活用する。

4 情報の把握・整理

区市町村、民間事業者団体等と連携し、建築物の被災状況や廃棄物処理施設の被災状況（ライフライン（水・電力・燃料・薬剤等）の供給状況や搬入道路の被災状況も含む。）に関する情報を集約し、整理する。

5 発生量、要処理量、処理可能量の算定（暫定値）

4で整理した情報を基に、都内の災害廃棄物の種類別の発生量（暫定値）を算定する。

都内全体での種類別の要処理量（暫定値）と処理可能量（暫定値）を比較し、都内での処理だけでは早期の復旧、復興が困難と判断される場合は、仮設処理施設の整備や、都外処理に向けた調整を開始する。

なお、災害廃棄物の種類別の発生量、処理可能量は1か月を目処に暫定値を公表し、その後も逐次更新した数値を公表する。

6 処理方針

発災後おおむね1か月後に、区市町村と調整しながら、東京都域において対応すべき処理の在り方として、処理方針を決定する。処理方針は、災害廃棄物の種類別の発生量、要処理量、処理可能量を勘案し、本計画の基本方針に基づき、処理の優先順位（腐敗性や危険性の有無、復旧、復興計画との整合等）や処理期間、再資源化の方法を示すものとする。

<処理方針の例>

- 木くずは、選別・破碎した後、再資源化する。再資源化ができないものは焼却処理する。
- コンクリートがらは、選別、破碎した後、原則、再生砕石として再資源化する。
- 金属くずは、再資源化する。
- その他の廃棄物は、選別、破碎した後、可能な限り再資源化を図り、再資源化できないもののうち、可燃分は焼却処理、不燃分は埋立処分する。
- 発災後3年以内に処理を完了する。

7 都への事務委託の手続

平常時に整理した事務委託を受ける際の考え方にに基づき、区市町村から災害廃棄物処理の業務の一部を都が受託する場合には、基本的な業務の範囲等を定め、双方の議会に議案を付す。

8 東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）の策定

東京都内で多量の災害廃棄物が発生した場合、区市町村から災害廃棄物処理の業務の委託を受けるか否かに関わらず、災害廃棄物の発生量、処理方針、連携体制等、必要な事項を記載した東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）を策定する。策定に際しては、平常時に作成した本計画、マニュアル、発災後に国が策定する「災害廃棄物処理指針」や、東京都震災復興本部が策定する「東京都震災復興基本方針」に定められた内容を踏まえ、区市町村から処理を受託した場合、受託した業務に関する災害廃棄物処理実行計画の内容を含むものとする。

また、必要に応じて、区市町村や共同組織の実行計画の策定支援（情報提供や技術的助言）を行う。

第3節 応急対策期

1 発生量、要処理量、処理可能量の見直し（随時）

発生量を基に現時点で処理しなければならない発生量、災害廃棄物量を要処理量として逐次把握する。各仮置場への搬入状況や公費解体の受付状況、都内処理や都外処理の進捗状況等を踏まえ、随時、要処理量及び要処理量の見直しを行う。また都内の各施設の復旧見込み時期や稼働状況を踏まえて処理可能量の見直しを行う。要処理量と処理可能量とのギャップや人材・資機材のリソースの不足など、総合的に勘案して都内での処理のみでは、早期の復旧・復興が困難と判断される場合は、仮設処理施設の整備、広域処理の調整を開始する。

2 処理状況の進行管理

区市町村や共同組織、都外自治体と連携し、表9に示す情報を整理し、進行管理を行う。処理の滞りおそれがある区市町村に対しては、速やかに適切な支援を実施する。

都外への広域処理が必要な場合は都が窓口となり、調整を行う。災害廃棄物の輸送については、海上輸送や鉄道輸送も考慮の上、調整を行う。

また、整理した情報は、定期的に国へ報告し、情報共有を行う。

表9 処理進行管理に当たり入手する情報

区分	入手情報
被災建築物の損壊	全壊、半壊、床上浸水、床下浸水、火災による損壊棟数
被災建築物の解体	解体予定棟数、解体済棟数（構造別）
処理の進捗	種類別の要処理量、処理済量、搬出済量（復興資材も含む）
仮置場	場所・設置数・面積、搬出入量、ストック量、環境モニタリング結果
受援	人数、資機材、ノウハウの不足状況

3 国庫補助金事務

国は、区市町村等が災害その他の事由のために実施した廃棄物の収集運搬、処分に係る事業について、廃棄物処理法第22条の規定に基づき、国庫補助を行う。都が管理する廃棄物処理施設が被災した場合は、必要に応じて廃棄物処理施設災害復旧補助金の申請を行う。また、被災区市町村が災害等廃棄物処理事業費国庫補助金、廃棄物処理施設災害復旧費補助金の申請を行う場合は必要に応じて支援を行う。

第4節 災害復旧・復興期

1 東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）の見直し

処理の進捗に伴って、損壊した建築物の解体撤去の数が積み上がってきたのに応じて、災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の見直しを行う必要が生じる。また、災害等廃棄物処理事業費の国庫補助の対象の決定や変更によって、当初想定していた災害廃棄物の発生量、要処理量の見直しが必要となる。

これらの発生量、要処理量の見直しに伴い、東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）に記載した処理期間、処理方法、処理フロー等を再度検討し、必要に応じて見直しを行う。

また、都震災復興本部が発災後6か月以内を目途に策定する「東京都震災復興計画」との整合を図る。

2 復興資材の活用

災害廃棄物を再資源化した復興資材は、都発注工事をはじめとする公共事業に積極的に活用する。また、事業者にも復興資材の活用について広報していく。

3 処理状況の進行管理

応急対策期に引き続き、都廃対本部は災害廃棄物処理の進行管理を行う。

第5節 災害廃棄物処理支援（都外）

都は、都外で非常災害が発生し、被災自治体や国から被災地で発生した災害廃棄物処理に関する応援要請があった場合、被災地の状況を見極めつつ、環境省や大規模災害廃棄物対策関東地域ブロック協議会等と連携して支援を行う。支援を通して、自らの対応能力の向上を図るとともに、自治体間連携の強化につなげていく。

支援に当たっては、受援側の体制も考慮し、前述した受援メニュー（例）も参照して、適切な支援を行う。

第4章 訓練、演習、東京都災害廃棄物処理計画の見直し

本計画策定後も、災害廃棄物処理に関する情報を積極的に収集し、訓練や演習の成果を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、本計画の実効性を高めることが重要である。本章では、都が平常時に取り組むべき事項のうち、本計画の見直しに関する事項について記載する。

第1節 都、区市町村等の訓練、演習

発災後に迅速かつ適切に災害廃棄物処理を実施するため、具体的な方法等検討したうえで、災害廃棄物処理に関する訓練、演習を実施する。訓練、演習は都だけでなく、区市町村や関係事業者団体等にも参加を求め、平常時から担当者間の連携強化を図る。

<訓練、演習の方法（例）>

- セミナー、講演会、意見交換会
- 現地への視察
- 情報収集訓練
- 課題抽出・状況付与型演習

第2節 東京都災害廃棄物処理計画の見直し

本計画の実効性を高めるため、国が定める法令、指針の策定・見直し状況、訓練、演習の実施状況等を踏まえ、必要に応じて処理計画の見直しを行う。

<本計画の見直しを行う場合（例）>

- 地域防災計画や被害想定が修正された場合
- 関係法令（災害対策基本法、廃棄物処理法等）や関連計画、災害廃棄物対策指針が改正された場合
- 都内や他道府県における災害廃棄物処理の教訓や課題、対策事例等の情報を収集し、改善点が見られた場合
- 対策訓練、演習を通じて、処理計画の内容に改善点が見られた場合
- その他処理計画の見直しが必要と判断された場合

第3節 今後の取組

今後、本計画の実効性を高めるため、以下の事項に取り組む。

<処理計画、都マニュアル、訓練、演習>

- 風水害、火山による災害を踏まえた処理計画への見直し
- 都マニュアルの策定

<関係主体との連携等>

- 多摩地域での共同組織の構築に向けた支援
- 災害時における共同組織間（特別区、多摩地域）の連携に向けた支援
- 島しょ部での処理体制構築に向けた支援
- 民間事業者との連携体制の構築・強化
(処理協力に関する調査、BCPへの災害廃棄物対策に関する記載の促進 等)
- 都外自治体との連携体制の構築・強化
(受援、支援スキームの検討等)

<迅速かつ適正に処理するための個別具体的事項>

- 被災建築物の解体（手順、優先順位等）
- 被災地下構造物の取り扱い
- 廃自動車に関する仮置場の必要面積の算定方法の検討
- 有害廃棄物（アスベスト・PCB等）の情報収集、処理施設・処理状況等の地図化

<その他>

- 災害廃棄物処理に関する情報（処理技術や連携体制）の収集

<巻末資料>

1 用語集

用語	説明	該当頁
(カ)		
仮置場	被災建物や廃棄物の速やかな解体・撤去、処理・処分を行うために廃棄物等を仮置く場所。	P.7~11,14 ~21,23,27 ~29,31,35
一次仮置場	公衆衛生の確保の目的で廃棄物を生活環境から遠ざけた際に廃棄物を保管する仮置場、もしくは二次仮置場における選別等を想定し事前に廃棄物を分別するための仮置場。	P.8~11,18
二次仮置場	廃棄物の再資源化等、適正な処理を行うために整備される仮置場。破碎・選別や仮設焼却炉等の機材も設置されることがある。	P.8,9,11,2 7
関東地域ブロック	環境省の地方支分部局である関東地方環境事務所が管轄する茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県で構成される区域。	P.14
関東地域ブロック協議会	関東地方環境事務所が、管轄する10都県を対象に、災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携について検討するために設置した協議会。	P.25,26,33
(サ)		
災害廃棄物処理計画	発災前に策定される計画であり、どのように災害廃棄物に対処するか各主体の役割や処理方針等を事前に定めた計画。	P.1~3 ,20,25,26, 34
災害廃棄物処理実行計画	発災後に策定される計画であり、被災地域の様相を考慮した上で、実際に災害廃棄物を処理する方法等について記載した計画。	P.1,2,20,2 3,25,30,32
災害廃棄物処理指針	発災後、当該の災害について処理の方針や対応を示すために国が策定する指針。	P.30
災害廃棄物対策マニュアル	災害廃棄物処理を行う上で、詳細な処理方法や事務的な対応方法について整理したマニュアル。	P.13,25,26
災害報告書	災害等廃棄物処理事業報告書。発災後、被災市町村がとりまとめ、都道府県を通じて環境省に提出されるものであり、各市町村の被災状況について記載した報告書。	P.22,27
災害廃棄物対策本部	災害発生時に各局の人員を含んで設置される災害廃棄物処理に関する事項を専門的に取扱う組織。	P.19,29,32

災害廃棄物処理共同組織	自治体が災害廃棄物処理を円滑に進めるため、自治体間での処理等について調整を行う組織。	P.6,9,14,16,25,27,30,31,35
事務受託（事務委託）	地方公共団体が他の地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、他の地方公共団体の事務の一部を代替執行すること、もしくは代替執行を依頼すること。	P.6,14,27,30
受援体制	当該自治体において受け入れた支援を必要とする所管に差配するための組織やしきみ。	P.19,25,29
処理可能量	被災した地方公共団体における廃棄物処理施設において、平常時の廃棄物を処理したうえで、さらに余分に処理を行うことができる量。	P.11,14,18,20,21,23,30~32
処理業務計画	災害廃棄物処理実行計画中に位置づけられ、実際に被災地方公共団体が処理業務を行う際に生じる事務的な対応について詳述した計画。	P.26
(ハ)		
発生量	発災後、一定期間・一定区域で生じる廃棄物の量。	P.4,5,7,13,18,20,21,25,29,30~32
(ヤ)		
要処理量	発生量のうち、処理（選別・破碎・焼却等）を要する廃棄物の量。	P.18,19,20,21,23
(B)		
BCP	Business Continuity Plan（事業継続計画） 。企業等が災害等の緊急事態に遭遇した場合に、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。	P.14,35
(D)		
D.Waste-Net	災害廃棄物処理支援ネットワーク。国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげることを目的として構築された、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等を主なメンバーとして構成する人的支援ネットワーク。	P.19,25

2 発生量、処理可能量、必要仮置場面積の推計方法

災害廃棄物発生量の推計方法

推計式

$$\begin{aligned} \text{災害廃棄物発生量【全体量】} &= 1 \text{棟あたりの発生量(木造)} \times (\text{木造全壊棟数} + \text{木造半壊棟数}/2) \\ &\quad + 1 \text{棟あたりの発生量(非木造)} \times (\text{非木造全壊棟数} + \text{非木造半壊棟数}/2) \\ &\quad + 1 \text{棟あたりの発生量(焼失)} \times (\text{焼失棟数}) \end{aligned}$$

$$\text{災害廃棄物発生量【種類別量】} =$$

$$\begin{aligned} &1 \text{棟あたりの発生量(木造)} \times (\text{木造全壊棟数} + \text{木造半壊棟数}/2) \times \text{木造種類組成} \\ &+ 1 \text{棟あたりの発生量(非木造)} \times (\text{非木造全壊棟数} + \text{非木造半壊棟数}/2) \times \text{非木造種類組成} \\ &+ 1 \text{棟あたりの発生量(焼失)} \times (\text{焼失棟数}) \times \text{焼失種類組成} \end{aligned}$$

(注) 発災後に把握する倒壊棟数で木造、非木造等の区分が不明の場合は、地域防災計画に記載する木造、非木造の倒壊棟数の割合を適用し推計する。

推計条件

<1棟あたりの発生量>

	発生量(t/棟)
木造	59.1
非木造	623.1
焼失	22.7

(注) 東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成24年)、「東京都税務統計年報(平成21年度)」(平成23年)から発生量を推計した。

<1棟あたりの災害廃棄物の種類組成【選別前・入口側】>

	種類組成(%)				
	コンから	木くず	金属くず	その他(可燃)	その他(不燃)
木造	47.5	20.4	1.4	3.8	26.9
非木造	85.1	0.5	7.0	0.9	6.4
焼失	58.9	5.1	1.7	1.0	33.4

(注) (社)全国解体工事業団体連合会「木造(軸組)住宅解体組成分析調査報告」(平成12年)、(社)建築業協会「建築物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書」(平成16年)、(社)住宅生産団体連合会「住宅生産分野における資源の有効利用等推進検討報告書」(平成7年)、東京都総務局「東京都統計年鑑 平成22年」(平成24年)における地域、種類、構造別家屋の棟数及び床面積から発生量を推計した。

推計結果

災害廃棄物の発生量 (万トン)

区分		コンクリートから	木くず	金属くず	その他(可燃)	その他(不燃)	合計
東京湾北部地震	区部	2835	302	186	75	648	4047
	多摩	157	25	10	6	43	240
	都内計	2992	328	196	81	691	4287
多摩直下地震	区部	1429	182	94	43	321	2071
	多摩	715	91	46	21	177	1050
	都内計	2143	273	140	65	498	3121

避難所ごみ、粗大ごみ等の推計方法

- ✓ 避難所ごみについては「災害廃棄物対策指針」で示された発生量の推計式に基づき推計する。
- ✓ 可燃ごみ、粗大ごみについては、阪神・淡路大震災時の神戸市におけるごみの発生状況を参考に、平時の粗大ごみ発生量に増加率を乗じることで推計する。
- ✓ し尿については発生量の推計式であり、処理量は下水道等の被災状況により変動する。

推計式

<避難所ごみ>

発生量 = 避難者数 × 発生原単位(粗大ごみ以外の生活系ごみの収集実績[※]に基づく)

※ 一般廃棄物処理実態調査における生活系ごみ搬入量の「収集量」と「直接搬入量」の合計

<可燃ごみ、粗大ごみ>

発生量 = 平時の発生量(収集実績に基づく) × 増加率

<し尿>

発生量 = 人口 × 排出原単位(1人1日平均排出量)

推計条件

	生活系ごみ収集量 (平成26年度実績)
可燃ごみ	2,308 千t
不燃ごみ	126 千t
資源ごみ	583 千t
その他のごみ	2 千t
粗大ごみ	83 千t

(出典) 一般廃棄物処理実態調査(平成26年度調査結果)

<神戸市における阪神淡路大震災時のごみの発生状況>

	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8~12月	合計
燃える ごみ	H6	32,094	27,575	31,793	31,742	33,495	32,218	32,461	163,058	384,376
	H7	27,124	29,085	31,921	29,714	32,589	30,299	31,079	154,192	366,003
	前年比	84.7%	105.5%	100.4%	93.6%	97.3%	94.0%	95.7%	94.6%	95.2%
不燃系 ごみ	H6	10,700	8,444	10,212	13,791	13,349	11,963	12,507	61,733	142,699
	H7	25,755	43,719	28,639	20,810	20,219	19,691	17,849	69,560	246,242
	前年比	238.1%	517.8%	280.4%	150.9%	151.5%	164.6%	142.7%	112.7%	172.6%

(出典) 神戸市地域防災計画 地震・津波対策編(平成27年)

<し尿>

1人1日平均排出量 = 1.7L/人・日

(出典) 災害廃棄物対策指針

推計結果

避難所ごみの発生量（トン/日）

区分		避難所ごみ発生量 (トン/日)	備考
東京湾北部 地震	区部	1,977	<ul style="list-style-type: none"> 区部は、1日の生活ごみ発生量の約20～34%程度 多摩地域は、1日の生活ごみ発生量の約7～21%程度

粗大ごみの発生量（トン/日）

区分	粗大ごみ発生量 (トン/年)	備考
区部	90,946	初動期に集中して排出される状況が想定される。
多摩	48,208	
都内計	143,651	

家電の推計方法

- ✓ 家電については、大量発生・大量仮置きが想定され、個別に仮置きスペースを確保する必要があることから、家電リサイクル法対象品目を対象に発生量(台数)を予測する。

推計式**<家電（冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ）>**

各品目の発生量(台数)

$$= \text{被害棟数(全壊+半壊/2)} \times \text{区市町村別の1棟あたり世帯数} \times \text{1世帯あたりの品目毎の所有数}$$
推計条件

条件項目	設定条件
被害棟数	被災した家屋から廃家電が排出されるものと想定し、全壊、半壊及び焼失を対象とする。
区市町村別の1棟あたり世帯数	「住民基本台帳による世帯と人口」、「地域、種類、構造別家屋の棟数及び床面積」から、区市町村別の1棟あたり世帯数を設定する。
1世帯あたりの品目毎の所有数	平成26年全国消費実態調査の「地域別1000世帯当たり主要耐久消費財の所有数量及び普及率」から、冷蔵庫、洗濯機、ルームエアコン、テレビの1世帯あたりの所有数を設定する。 (冷蔵庫:約1.1台、洗濯機:約1.0台、ルームエアコン:約2.8台、テレビ:約1.9台)

推計結果

家電リサイクル法対象4品目の発生量(万台)

区分		冷蔵庫	洗濯機	エアコン	テレビ
東京湾北部地震	区部	86	78	214	150
	多摩	5	4	12	8
	都内計	90	82	226	158
多摩直下地震	区部	51	46	128	90
	多摩	18	17	47	32
	都内計	69	63	175	122

焼却施設の処理可能量

推計式

$$\text{焼却施設の処理可能量} = (\text{日処理能力}^{\ast 1} \times \text{年間稼働可能日数} - \text{年間処理量実績}) \times \text{中間処理期間}$$

※1 発災後1年目は、首都直下地震等による東京の被害想定結果を参考に施設の被災状況を考慮し、稼働率の低下を想定。

推計条件

① 公共施設(区市町村等施設)における処理可能量の算定条件

対象施設	平成28年10月末現在で稼働している 全施設
日処理能力(t/日)	一般廃棄物処理実態調査の平成26年度調査結果に基づく 1日あたりの処理能力
年間稼働可能日数(日/年)	「ごみ処理施設整備の計画・設計要領(2006改訂版)」におけるごみ焼却施設規模の算定に基づく 年間実稼働日数(280日^{※2})
年間処理量実績(t/年)	一般廃棄物処理実態調査の平成26年度調査結果に基づく 年間処理量実績
中間処理期間(年)	過去の災害事例を参考に「 2年間 」と設定

【被害予測条件^{※3}】

都内一律で「震度6強以上」の被害があると想定

被災状況	支障期間	稼働低下率	年間稼働率
震度6弱	1ヶ月	35%	97%
震度6強以上	4ヶ月	63%	79%

※3 環境省 巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて 中間とりまとめ

※2 年1回の補修整備期間30日、年2回の補修点検期間各15日及び全停止期間7日間並びに起動に要する日数3日・停止に要する日数3日各3回の合計(85日)を差し引いた日数
(85日 = 30日 + 15日 × 2 + 7日 + 3日 × 3 + 3日 × 3)

② 民間施設(廃棄物処理法第15条施設)における処理可能量の算定条件

対象施設	平成27年度末現在で稼働している、産業廃棄物処分量者の許可施設
日処理能力 (t/日)	許可上の1日あたりの処理能力
年間稼働可能日数 (日/年)	公共施設と同様、ごみ焼却施設規模の算定に基づく年間実稼働日数(280日 ^{※2})
年間処理量実績 (t/年)	東京都廃棄物条例(報告・公表制度)に基づく平成27年度の処理実績
中間処理期間 (年)	過去の災害事例を参考に「2年間」と設定

破碎施設(がれき類、木くず)の処理可能量

推計式

破碎施設(がれき類、木くず)の処理可能量

$$= (\text{日処理能力} \times \text{年間稼働可能日数} - \text{年間処理量実績}) \times \text{中間処理期間}$$

推計条件

対象施設	平成27年度末現在で稼働している産業廃棄物処分量者の許可施設(がれき類、木くず)のうち、一定規模以上 ^{※1} の施設 > がれき類: 1,000t/日以上 > 木くず: 100t/日以上
日処理能力 (t/日)	許可上の1日あたりの処理能力
年間稼働可能日数 (日/年)	焼却施設と同様、ごみ焼却施設規模の算定に基づく年間実稼働日数(280日 ^{※2})
年間処理量実績 (t/年)	東京都廃棄物条例(報告・公表制度)に基づく平成27年度の処理実績
中間処理期間 (年)	過去の災害事例を参考に「2年間」と設定

※1 対象施設の抽出条件について、発災後は小規模施設での処理は効率的ではないことも考えられることから、処理能力で見た際、都内全域の80%以上をカバーできるよう裾きり条件を設定した。

※2 年1回の補修整備期間30日、年2回の補修点検期間各15日及び全停止期間7日間並びに起動に要する日数3日・停止に要する日数

3日各3回の合計(85日)を差し引いた日数

(85日 = 30日 + 15日 × 2 + 7日 + 3日 × 3 + 3日 × 3)

【参考】都内全域の処理能力と対象施設の処理能力

品目	都内全施設の処理能力	対象施設の処理能力	カバー率
がれき類	2,736万トン/年	2,343万トン/年	約86%
木くず	291万トン/年	267万トン/年	約92%

推計結果

災害廃棄物の処理可能量（焼却施設、破碎施設）（万トン）

	焼却施設の処理可能量			破碎施設の処理可能量	
	合計	公共	民間	民間（木くず）	民間（がれき）
区部	72	50	22	432	2,669
多摩地域	62	61	1	69	1,179
都内計	134	111	23	501	3,848

粗大ごみ処理施設の処理能力

推計式

$$\text{粗大ごみ処理施設の処理能力}^{*1} = \text{日処理能力} \times \text{年間稼働可能日数}$$

※1 ここでは、平時のごみ処理と同様、災害時においても生活系ごみのうち“粗大ごみ”に限定して処理を行うものとし、災害廃棄物の処理可能量ではなく、粗大ごみ処理施設の処理能力の推計に留める

推計条件

日処理能力 (t/日)	一般廃棄物処理実態調査の平成26年度調査結果に基づく 1日あたりの処理能力
年間稼働可能日数 (日/年)	「ごみ処理施設整備の計画・設計要領(2006改訂版)」におけるごみ焼却施設規模の算定に基づく 年間実稼働日数(280日*2)

※2 年1回の補修整備期間30日、年2回の補修点検期間各15日及び全停止期間7日間並びに起動に要する日数3日・停止に要する日数3日各3回の合計(85日)を差し引いた日数
(85日 = 30日 + 15日 × 2 + 7日 + 3日 × 3 + 3日 × 3)

仮置場の必要面積

推計式

$$\text{必要面積}(\text{m}^2) = \text{仮置量}(\text{トン}) \div \text{見かけ比重}(\text{トン}/\text{m}^3) \div \text{積上高}(\text{m}) \times (1 + \text{作業スペース割合等})$$

$$\text{仮置量}(\text{トン}) = \text{集積量}(\text{トン}) - \text{処理量}(\text{トン})$$

$$\text{処理量}(\text{トン}) = \text{発生量}(\text{トン}) \div \text{処理期間}$$

推計条件

見かけ比重(トン/ m^3) コンクリートがら:1.48、木くず:0.55、金属くず:1.13、その他(可燃):1、その他(不燃):1

積上高:5 m 作業スペース割合等:1

処理期間:東日本大震災や阪神・淡路大震災を参考として3年と仮定

出典:「災害廃棄物対策指針」(環境省) ※見かけ比重のみ、東京都震災がれき処理マニュアル(平成24年度改訂版)

2 災害廃棄物処理事業ロードマップ

災害廃棄物処理の完了まで、3年程度を目安とすると災害廃棄物処理事業（処理の全体像）は下記の通りとなる。

No.	項目	平時 (処理計画事項)	時間軸 (発災後)1年目				2年目	3年目
			発災時 3日目	初動 2週目 1か月目	応急対策期 3か月目 6か月目	実行計画に基づく行動		
	(計画・進捗管理)		処理計画に基づく行動	実行計画に基づく行動	実行計画に基づく行動	実行計画に基づく行動		
1	組織体制の構築	庁内体制 自治体共同支援組織	指揮命令系統・体制の構築	連携体制の構築	連携体制の構築	連携体制の構築		
2	災害廃棄物の要処理量の算定	算定方法の決定	要処理量の暫定算定	要処理量の算定(臨時) 発表	要処理量の算定(臨時) 発表	要処理量の算定(臨時) 発表	要処理量の算定(臨時) 発表	
3	実行計画	基本方針の策定 実行計画の策定	処理計画に基づき策定	発表	発表	発表	発表	
4	国庫補助金事務	報告書の策定、被査	状況報告(臨時)	状況報告(臨時)	状況報告(臨時)	状況報告(臨時)	状況報告(臨時)	
5	処理実績(解体実績を含む)	公表・報告 施工監理委託	公表・報告 施工監理委託	公表・報告 施工監理委託	公表・報告 施工監理委託	公表・報告 施工監理委託	公表・報告 施工監理委託	
6	受援体制	体制構築 支援の受入	体制構築 支援の受入	体制構築 支援の受入	体制構築 支援の受入	体制構築 支援の受入	体制構築 支援の受入	
	(災害廃棄物処理)		処理計画に基づく行動	処理計画に基づく行動	処理計画に基づく行動	処理計画に基づく行動		
1	道路啓開	道路啓開	支障物の除去支援(一次仮置場への運搬支援)	支障物の除去支援(一次仮置場への運搬支援)	支障物の除去支援(一次仮置場への運搬支援)	支障物の除去支援(一次仮置場への運搬支援)		
2	人命救助活動、行方不明者捜索	救命捜索活動	救命活動	救命活動	救命活動	救命活動		
3	被災現場に散乱しがれきの収集運搬	収集運搬	収集活動	収集活動	収集活動	収集活動		
4	被災者による集積、持込み	住民周知 ステーション回収 一次仮置場での受入	住民への周知 ステーション回収 一次仮置場での受入	住民への周知 ステーション回収 一次仮置場での受入	住民への周知 ステーション回収 一次仮置場での受入	住民への周知 ステーション回収 一次仮置場での受入		
5	被災建物の解体撤去、解体廃棄物の運搬	申請受付 設計・立会確認 施工、搬出・搬入	申請受付 設計・立会確認 施工、搬出・搬入	申請受付 設計・立会確認 施工、搬出・搬入	申請受付 設計・立会確認 施工、搬出・搬入	申請受付 設計・立会確認 施工、搬出・搬入		
6	一次仮置場の整備・運営	整備・運営 監視・モニタリング	整備・管理運営 監視・モニタリング	整備・管理運営 監視・モニタリング	整備・管理運営 監視・モニタリング	整備・管理運営 監視・モニタリング		
7	二次仮置場の整備・運営	用地確保 整備・運営 監視・モニタリング	用地交渉 場所決定 設計 発注 契約	用地交渉 場所決定 設計 発注 契約	用地交渉 場所決定 設計 発注 契約	用地交渉 場所決定 設計 発注 契約		
8	都市内処理	処理方法	可能性把握	試験処理	試験処理	試験処理		
9	都市外処理 (広域処理)	都への事務委託	必要性の検討 方針決定 協議	必要性の検討 方針決定 協議	必要性の検討 方針決定 協議	必要性の検討 方針決定 協議		
10	し尿処理	収集運搬・処理	収集運搬・処理	収集運搬・処理	収集運搬・処理	収集運搬・処理		

3 災害廃棄物対策本部（仮称）

災害廃棄物対策本部内の各班、担当の詳細な業務内容は以下のとおりである。

災害廃棄物対策本部（仮称）の業務内容

班・担当区分		業務内容
総務班	総合調整担当	指揮命令・総括
		各班・担当との連絡調整
		災害廃棄物の発生量の把握と要処理量の推計
		必要な仮置場の面積や施設の処理能力の把握
		実行計画の策定
		全般に関する進行管理
		その他業務
	財務担当	予算管理（要求、執行）
		業務の発注状況の管理
		国庫補助のための災害報告書の作成
	渉外担当	他行政機関との連絡調整・協議・情報提供
		その他機関（民間事業者）との連絡調整・協議・情報提供
	広報担当	都民等への災害廃棄物処理に関する広報
		都民からの問合せ・苦情への対応
パブリシティ		
許認可担当	処理施設設置の受付	
	産業廃棄物処理の届出	
資源 管理班	仮置場担当	仮置場の確保、管理・運営（仮設処理施設の運営も含む）、撤去
	施設担当	処理施設の被害情報の把握
		処理施設の復旧支援
		被災施設の代替処理施設の確保、支援
		必要資機材の管理、確保、支援
処理班	処理・処分担当	道路啓開に伴う廃棄物対応
		公共施設の解体対応
		家屋解体対応（窓口業務、罹災証明発行業務との連携、解体現場立会い）
		最終処分に関する調整
		復興資材利用先に関する調整、選別後物の品質管理
		処理困難物の処理
		処理に関する進行管理（処理済量、搬出予定量）
	環境・指導担当	民間事業者の指導
		不法投棄・不適正排出対策
受援班	受入担当	支援の受入管理（学識経験者、他自治体、事業者団体等）、受援内容の記録
	配置担当	受け入れた支援の配置先管理、支援側と受援側のマッチング

4 仮置場の選定方法、不足する場合の対応

仮置場の選定方法を以下に示す。行政主体が選定した仮置場の候補地については、事前に管理者と協議を行っておくとともに、定期的に現場を確認し状況を把握しておくことが重要である。加えて、可能な限り、地図化を行っておくことが望ましい。

(1) 行政主体による候補地の抽出	
<ul style="list-style-type: none"> ● 仮置場は原則、公有地（区市町村有地、都有地、国有地）を選定する。 例：公園、グラウンド、公民館、駐車場、廃棄物処理施設、港湾等 ● 公有地だけでは不足する場合は、民有地も検討する。 例：未利用工場跡地等で長期間の利用が見込まれない民有地（借り上げ） ただし、農地は極力避ける。農地を検討せざるを得ない場合は、耕作放棄地を検討する。 ● 候補地は法律や条例により土地利用が規制されていない土地を選定する。 	
具体的な候補地を選定する際の留意点	
<ul style="list-style-type: none"> ● 候補地は、災害時に自衛隊の野営場や避難所、応急仮設住宅等に優先的に利用されることも踏まえ選定する。地域防災計画で既に仮置場以外の用途が決まっている場合にはそれを除外する。 	
(2) 行政主体による候補地の絞り込み	
<ul style="list-style-type: none"> ● 仮置場に求められる条件を以下に示す。以下の条件で絞り込みを行い、候補地を選定する。 	
物理条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面積、形状、地形、地勢の観点から利用しやすい土地を選定する。 ・ 土地が舗装されていることが望ましい。
環境条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波や液状化の可能性がない、又は小さい土地を選定する。
立地条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい土地を選定する。 例：幹線道路や高速道路、鉄道から距離が離れている土地 ・ 避難所、住宅、病院、鉄道等から離れている土地 ※万一、火災が発生した場合に鉄道が普通となることを防ぐため。 ※運搬車両の走行や重機の稼働など、環境影響を防止するため。 ・ 避災害廃棄物を運搬する大型車の通行可能な幅のある道路に接していること。 ・ 処理先や船積み施設へ搬出するにあたり効率的なルート上にあること。

区市町村域を越えた仮置場の共同設置について	
<ul style="list-style-type: none"> ● 自治体共同支援組織で処理を行う場合は、区市町村域を越えた仮置場の共同設置が必要となる。そのため、事前に区市町村間で協議・調整を行うことが必要である。 	
【共同設置を行う場合の調整事項（例）】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置に当たっての必要な手続きや手順 ・ 職員派遣の考え方 ・ 費用負担割合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入基準（廃棄物の種類、性状、一回の搬入量等） ・ 仮置場での分別方法 ・ 金属くず等の再生資源の売却方法

仮置場が不足する場合の対応	
<ul style="list-style-type: none"> ● 発災から時間が経過すると、仮置場以外での用途での利用が終了した土地（例えば、自衛隊の野営場等）が出てくることから、庁内他部局と連携し、その土地を利用するなど、時系列で土地を利用することも一つの手段である。 ● それでも不足する場合には、災害廃棄物の搬入から搬出までのサイクルをさらに効率化する必要があり、仮置場の運用方法も併せて検討することが必要である。 ● 都外の広域処理も含めて処理先へ搬出できるものは速やかに搬出し、仮置場のスペースを確保する。 	
<p>【搬入から搬出までのサイクルを効率化する方策（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的な仮置場の動線や設備機器等の適切な組合せと配置の検討 ・ 撤去・解体現場から処理先へ搬出できるものは直接搬出 ・ 仮置場における火災など阻害要因の発生防止 等 	
復興資材の保管場所の確保	
<ul style="list-style-type: none"> ● 処理の進捗に応じ、コンクリートがら等の復興資材を保管する場所も必要となる。復興資材の保管場所についても、仮置場と同様、原則、区市町村が確保する。 ● 復興資材として活用するまで一定期間を要するため、保管が必要なものについては、生活環境保全上の支障が生じないような場所に設置する。 ● しかしながら、仮置場が不足することが懸念されるため、広域利用も含めて利用先へ搬出できるものは速やかに搬出し、仮置場からの搬入量を確保する。 ● 一方で、発災から時間が経過し、仮置場以外での用途での利用が終了した土地（例えば、自衛隊の野営場等）の利用を検討する。 	

5 生活ごみ、避難所ごみ、し尿処理に係る留意事項

区市町村は、発災後初動期において、以下の留意事項に注意して、処理をすすめる。

分類	留意事項
生活ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活ごみの収集は、なるべく平常時の収集方法（車両種類、分別区分、収集頻度、収集場所等）と同様に行うものとし、それが困難な場合は生活環境の悪化が生じないよう、ごみの種類、排出場所等に優先順位をつけて行う。 ● 発災直後は粗大ごみ等の排出量が増え、平常時と比べ収集運搬量が増大することが想定されるため、排出量の予測を踏まえ、収集方法、収集頻度、優先順位等を適切に設定し処理する。
避難所ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所ごみの収集は、地域毎に平常時の分別区分での排出を基本とした形で行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難者数に応じてごみの排出状況や収集が必要となる頻度が異なるため、避難所の情報を逐次収集、把握し、適切な収集運搬を行う。
し尿	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時には公共下水道が使用できなくなることを想定し、被災者の生活に支障が生じないように、平常時から備蓄を行っている仮設トイレ、簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤を、発災後、迅速に設置、配布する。 ● 仮設トイレの悪臭や汚れへの対策として、平常時からの使用方法・維持管理方法の周知と同様に住民への広報等を継続して行う。

6 支援の種類

- ・ P u s h型支援とは、発災後、被災自治体に対して必要と考えられる人材・資機材等を支援する自治体が推測し、送り込むものである。
- ・ P u l l型支援とは、発災後、被災自治体が必要と考えた人材・資機材等を他自治体に支援要請し、支援を受けるものである。

	P u s h型支援	P u l l型支援
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災後、時間を待たずに支援を受けることができる。 ・ 支援内容と被災自治体が支援を必要としているものがマッチすると効果が高い。 ・ 支援内容の調整にかかる時間が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災自治体のニーズに合った適切な支援内容を受けられることができる。 ・ 支援する人材・資機材等のロスが少ない。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援内容と被災自治体が必要としているものがマッチしない可能性があり、その場合、人材・資機材等のロスが生じる。 ・ 支援先の指揮命令系統の一元化や組織体制の構築に支障をきたす可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災自治体が自らのニーズを把握・整理することとなるため、受援側の負担が大きくなる。 ・ 支援内容の調整に時間を要する可能性がある。

災害廃棄物対策マニュアル(仮称)の位置付け

- 発災直後の混乱が予想される初動期を中心に復旧・復興期までに対応すべき実務的な業務の手順や様式を記した「東京都災害廃棄物対策マニュアル(仮称)」(以下「マニュアル」という。)をあらかじめ作成する。
- マニュアル作成後も、その実効性を高めるため、訓練、演習等を通じて、記載内容の見直しを行う。
- 区市町村においても、発災後の実務的な業務手順や様式について、平常時に検討し、発災後の対応に備える必要がある。

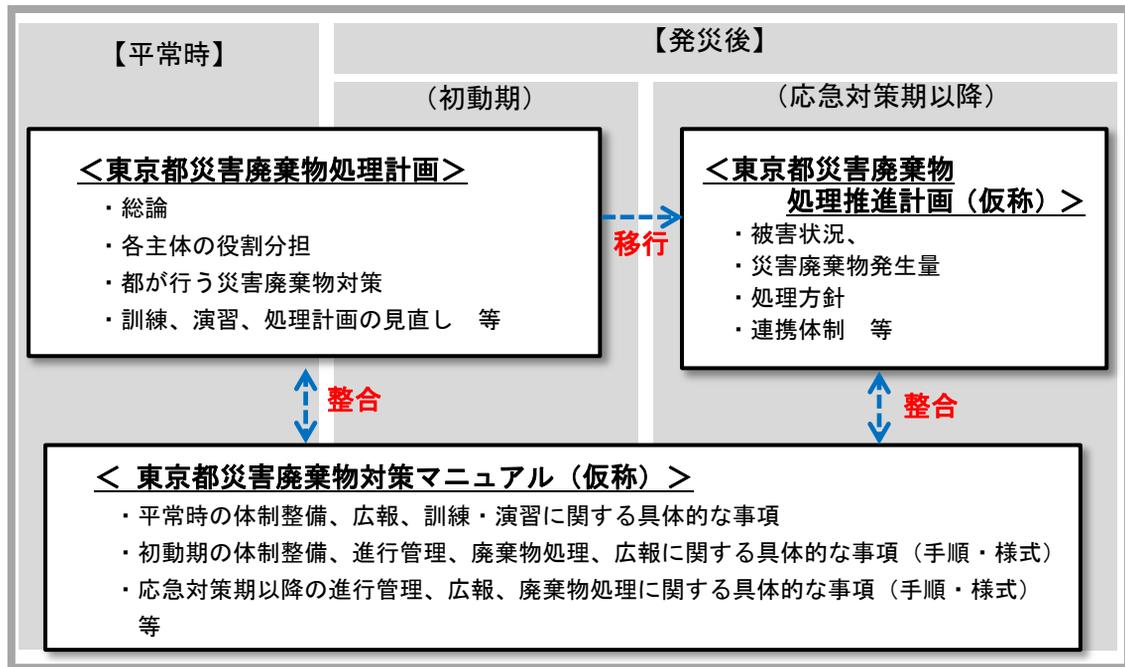


図 処理計画、推進計画、マニュアルの関係(都の場合)

1. 平常時

区分	記載内容(例)
体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物対策本部の各班・各担当の業務の詳細 都 <small>区市町村</small> <p>災害廃棄物対策本部の各班・各担当が実施する業務毎に担当部署、人数、行動期間、対応事項の詳細を記載</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 各主体との連絡体制の整備 都 <small>区市町村</small> <p>都、区市町村、自治体共同支援組織、国(環境省)、他道府県、民間事業者等の担当部署や連絡先、連絡網を記載</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 各主体との情報共有 都 <small>区市町村</small> <p>区市町村、自治体共同支援組織、国(環境省)、他道府県、民間事業者等と共有すべき情報の種類、内容、情報共有の手段、更新頻度・管理方法、窓口等を記載</p>
広報	<ul style="list-style-type: none"> ● 都民への広報 都 <small>区市町村</small> <p>災害廃棄物処理に関する都民(住民)への広報の内容、方法、担当部署等を記載</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者への広報 都 <small>区市町村</small> <p>災害廃棄物処理に関する事業者への広報の内容、方法、担当部署等を記載</p>
訓練、演習	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政職員の能力開発に係る人材育成の実施 都 <small>区市町村</small> <p>セミナー、講演会、意見交換会、現地への視察、情報伝達訓練、課題抽出型ワークショップ、状況付与型ディスカッション演習等の目的、参集対象者、開催プログラム、実施頻度等を記載</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間事業者も交えた訓練・演習等の実施 都 <small>区市町村</small> <p>(同上)</p>

■ 赤字は、部会又は両WGにおいて、マニュアルに記載すべきという意見があった項目

■ **都** は、都がマニュアルに記載すべき項目

■ 区市町村 は、区市町村がマニュアル(又はマニュアルに準ずるもの)等に記載すべき項目

2. 発災後(初動期)

区分	記載内容(例)
体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物対策本部(仮称)の設置 都 区市 町村 <p style="color: red; margin-top: 5px;">本部のレイアウト、会議体の整理、各会議の開催時期・頻度、参加対象者、各会議での議題等について記載</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 各主体との連携体制の構築 都 区市 町村 <p style="color: red; margin-top: 5px;">庁内他部局や各主体(都、区市町村、自治体共同支援組織、国、他道府県等)との連携体制構築の流れ、連絡手段、担当部署について記載</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 各主体との情報共有 都 区市 町村 <p style="margin-top: 5px;">各主体と共有すべき情報の種類、内容、情報更新頻度等を記載</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 受援体制の整備・構築 都 区市 町村 <p style="margin-top: 5px;">必要となりうる支援内容の事前把握、受援体制構築の流れ、窓口等を記載</p>
進行管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 処理進行管理 都 区市 町村 <p style="margin-top: 5px;">処理進行管理にあたり入手する情報、窓口等を記載</p>
生活ごみ・避難所ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物処理施設の被災状況の確認・情報集約 区市 町村 <p style="margin-top: 5px;">被災状況の確認に関する情報集約の流れ、担当部署、行動期間等の詳細を記載</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活ごみ・避難所ごみの収集運搬 区市 町村 <p style="margin-top: 5px;">道路啓開状況や車両の被災状況など収集運搬のために必要な情報の収集方法、情報集約の流れ、収集運搬体制の構築方法、担当部署、行動期間等の詳細を記載</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活ごみ・避難所ごみの発生量推計 区市 町村 <p style="margin-top: 5px;">避難所の開設状況の情報収集方法、情報集約の流れ、連絡手段、発生量推計方法、担当部署、行動期間等の詳細を記載</p> ● 生活ごみ・避難所ごみの搬入調整 区市 町村 <p style="margin-top: 5px;">搬入調整の流れ、担当部署、行動期間等の詳細を記載</p>

2. 発災後(初動期)

区分	記載すべき内容(例)
生活ごみ・避難所ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ● 協定締結先への協力要請 都 区市 町村 要請の流れ、担当部署等の詳細を記載
し尿	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道施設の被災状況の確認・情報集約 区市 町村 被災状況の確認に関する情報集約の流れ、担当部局・担当部署、人数等の詳細を記載
	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮設トイレ等の設置・管理 区市 町村 避難所等への仮設トイレ等の手配、設置、設置場所の周知、管理方法、担当部署、人数等の詳細を記載
	<ul style="list-style-type: none"> ● し尿の収集運搬 区市 町村 道路啓開状況や車両等の被災状況など収集運搬のために必要な情報の収集方法、情報集約の流れ、収集運搬体制の構築方法、担当部署、人数等の詳細を記載
	<ul style="list-style-type: none"> ● し尿の発生量推計 区市 町村 避難所の開設状況の情報収集方法、情報集約の流れ、発生量推計方法、担当部署、人数等の詳細を記載
	<ul style="list-style-type: none"> ● し尿の搬入調整 区市 町村 搬入調整の流れ、連絡手段、担当部署、人数等の詳細を記載
	<ul style="list-style-type: none"> ● 協定締結先への協力要請 都 区市 町村 要請の流れ、担当部署、人数等の詳細を記載(受援体制の構築と整合を図る)
	道路啓開
災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物被害等の被災状況の情報収集・情報集約 都 区市 町村 建物被害等の情報収集方法、情報集約の流れ、情報入手先、連絡手段、担当部署、人数等の詳細を記載

2. 発災後(初動期)

区分	記載すべき内容(例)
災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物発生量(暫定)推計 都 区市 町村
	<p>災害廃棄物発生量推計方法、見直し方法、担当部署、人数等の詳細を記載</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮置場必要面積の算定 都 区市 町村
	<p>仮置場の必要面積算定方法、見直し方法、面積算定に必要なとなる情報、担当部署、人数等の詳細を記載</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮置場(主に一次)の確保・設置 区市 町村
	<p>仮置場候補地リスト、レイアウト案、土地所有者との調整、手続き、確保・設置までの流れ、調整先・窓口、不足した場合の対応例、担当部署、人数等の詳細を記載</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮置場(主に一次)の管理 区市 町村
	<p>仮置場の管理・モニタリング方法、環境・安全対策、担当部署、人数等の詳細を記載</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 有害物質・処理困難物の把握・処理 区市 町村
	<p>有害物質所有施設等の被災状況の確認手順、情報入手先・窓口、飛散・拡散に対する対策、モニタリング方法、保管・処理方法、担当部署、人数等の詳細を記載</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 倒壊の危険がある建物の解体・撤去 区市 町村 	
<p>対象となる建物の確認・選定方法、解体業団体や解体事業者等への協力・要請手順、担当部署、人数等の詳細を記載</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 処理可能量(暫定)の算定 都 区市 町村 	
<p>自区域内の処理施設における処理可能量の算定方法、見直し方法、担当部署、人数等の詳細を記載</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 処理方針の作成 都 区市 町村 	
<p>処理方針作成の考え方、作成手順、担当部署等の詳細を記載</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 処理フローの作成 都 区市 町村 	
<p>処理フロー作成に必要な情報の詳細、情報の入手方法、窓口、作成手順、担当部署等の詳細を記載</p>	

2. 発災後(初動期)

区分	記載すべき内容(例)
災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務委託 都 <small>区市 町村</small>
	事務を委託する際の手順(事務委託を受ける際の手順)、また受けるに当たった考え方を記載
	<ul style="list-style-type: none"> ● 推進計画・実行計画の策定 都 <small>区市 町村</small>
	推進計画、実行計画策定に必要な情報の詳細、情報の入手方法、窓口、作成手順、担当部署、見直し等の詳細を記載
	<ul style="list-style-type: none"> ● 協定締結先への協力要請 都 <small>区市 町村</small>
	要請の流れ、連絡手段、担当部署、人数等の詳細を記載 ※受援体制の構築と整合を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 貴重品・思い出の品等の取り扱い <small>区市 町村</small>
	種類の例示、保管や返却等の取り扱い方法等を記載
広報	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活ごみ・避難所ごみの分別・排出方法 都 <small>区市 町村</small>
	収集するごみの優先順位、臨時的な分別方法、避難所でのごみの排出方法、周知方法・手順、担当部署、人数等の詳細を記載
	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業系ごみの排出方法 都 <small>区市 町村</small>
	事業系ごみ排出に係る留意点、周知方法・手順、担当部署、人数等の詳細を記載
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集 都 <small>区市 町村</small>
	災害廃棄物処理に関する各種様式集(統一フォーマット)を記載

3. 発災後(応急対策期以降)

区分	記載すべき内容(例)
体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物対策本部の運営【継続】 都 <small>区市 町村</small>
	本部のレイアウト、会議体の整理、各会議の開催時期・頻度、参加対象者、各会議での議題等について記載
	<ul style="list-style-type: none"> ● 各主体との連携【継続】 都 <small>区市 町村</small>
	都、区市町村、自治体共同支援組織、国(環境省)、他道府県、民間事業者等の担当部署や連絡先、連絡網を記載

3. 発災後(応急対策期以降)

区分	記載すべき内容(例)
進行管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 各主体との情報共有【継続】 都 区市 町村
	<p>区市町村、自治体共同支援組織、国(環境省)、他道府県、民間事業者等と共有すべき情報の種類、内容、情報共有の手段、更新頻度・管理方法、窓口等を記載</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 処理進行管理【継続】 都 区市 町村
	<p>処理進行管理にあたり入手する情報、窓口等を記載</p>
広報	<ul style="list-style-type: none"> ● 進捗状況等の広報 都 区市 町村 <p>仮置場の運営状況や、災害廃棄物の撤去、被災建築物の解体状況、災害廃棄物処理の進捗状況等に関する都民(住民)への広報の内容、方法、担当部署等を記載</p>
災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ● 公費解体の受付、計画、実施 区市 町村 <p>公費解体の申請受付、解体までの流れ等を記載</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 二次仮置場の設置 都 区市 町村 <p>二次仮置場候補地、業務委託範囲、業者選定の考え方、分別基準(分別品目)、環境・安全対策、留意点等を記載</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域処理の調整 都 区市 町村 <p>広域処理要請の手続き、必要書類等を記載</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 国庫補助金の申請 都 区市 町村 <p>補助金申請までの流れ、必要書類、災害報告書作成にあたって参考となるマニュアル、災害査定受検時の留意点等を記載</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務委託 都 区市 町村 <p>事務を委託する際の手順(事務委託を受ける際の手順)、また受けるに当たっての考え方等を記載</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮置場の現状復旧 都 区市 町村 <p>仮置場の現状復旧までの流れ、留意点等を記載</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式集 都 区市 町村 <p>災害廃棄物処理に関する各種様式集(統一フォーマット)を記載</p>

これまでの部会やWGでの審議結果を反映させた計画(中間まとめ)案を3月に開催予定の東京都廃棄物審議会総会に諮った上でパブリックコメントを実施する。

その後、第4回部会にてパブリックコメントを踏まえた審議を改めて行い、審議会総会において答申を行う。

部会	体制WG	処理WG	主な議題等
第1回 8月3日			<ul style="list-style-type: none"> ・東京都廃棄物審議会災害廃棄物部会の設置の経緯等について ・東京都災害廃棄物処理計画の策定に向けた議論の進め方について ・東京都における災害廃棄物処理の基本的な考え方について ・今後のスケジュールについて
	第1回 9月1日		<ul style="list-style-type: none"> ・第1回部会での審議事項の共有 ・各WGの設置目的と所掌事項の確認 ・個別の審議事項
	第2回 10月20日		<ul style="list-style-type: none"> ・第1回体制・処理合同WGでの質問・意見とその対応 ・東京都災害廃棄物処理計画の構成(案)
		第2回 11月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の審議事項 ・事業者へのアンケート・ヒアリング調査
	第3回 11月14日		<ul style="list-style-type: none"> ・第2回体制WGでの質問・意見とその対応 ・東京都災害廃棄物処理計画の構成(案) ・個別の審議事項
第2回 12月16日			<ul style="list-style-type: none"> ・各ワーキンググループでの検討状況について 等
	第4回 1月16日		<ul style="list-style-type: none"> ・計画(中間まとめ)案の作成に向けての整理
		第3回 1月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画(中間まとめ)案の作成に向けての整理
熊本視察(1月31日～2月1日)			
第3回 2月15日			<ul style="list-style-type: none"> ・熊本視察、アンケート、ヒアリング結果について ・計画に記載すべき事項について 等
東京都廃棄物審議会総会(3月7日)			
			<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント(1か月間)
第4回			<ul style="list-style-type: none"> ・計画(案)
東京都廃棄物審議会総会(答申)			